

## 共済加入者特典

## PMPOポイント

がん共済アイリスのご加入で、**共済掛金の100%のPMPOポイント**がたまります！

掛金に対してポイントを付与

10,000円



共済金 8,800円／月の場合  
▶ 8,800 ポイント

毎月の掛金のお支払いに対してポイントが付与されます。



たまつたポイントは  
オンラインショップで  
使えます！

オンラインショップでは、ここでしか買えない組合員様限定の商品やサービスがご購入できます。たまつたポイントは、1ポイント=1円としてご利用いただけます。

※ご利用できるポイント数は商品によって異なります。

**ご利用方法** オンラインでご利用いただけます（PC、スマートフォン等）

①組合員専用マイページからオンラインショップへアクセスしてください

②利用できるポイントを確認して、お好きな商品・サービスをご購入ください

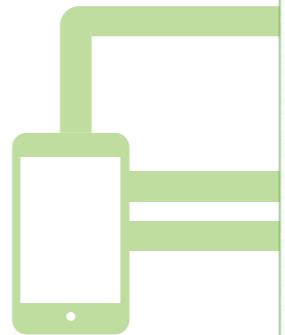
**例1** 10,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大40%**の場合  
▶ **4,000 ポイント**までご利用いただけます

**例2** 4,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大70%**の場合  
▶ **2,800 ポイント**までご利用いただけます

※利用できるポイントは最大ポイントまでご調整できます。

※お支払額は、商品の税込価格からご利用いただくポイント数を引いた額となります。

※ポイントのご利用条件など、詳しくは専用マイページまたは規約などでご確認ください。



【担当代理店】

※このパンフレットは当共済商品の概要やお申込手続き他を説明した資料となります。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
お申込みに際しては、必ず重要事項説明書・約款をご確認いただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申込みください。

【お問い合わせ】さくら労働組合 共済カスタマーセンター  
**0120-813-800**

受付時間／平日 9:00-17:00 土日祝日、年末年始を除く



【運営団体】  
さくら労働組合  
東京都中央区日本橋小舟町 9-18

将来の確かな安心をお届け！  
治療にかかった分を実額保障

予防費用保障付き

がん共済アイリス

がん治療費の  
自己負担が実質  
**無料**

**先制  
医療**で  
がんに備える

がんになる前の先制攻撃

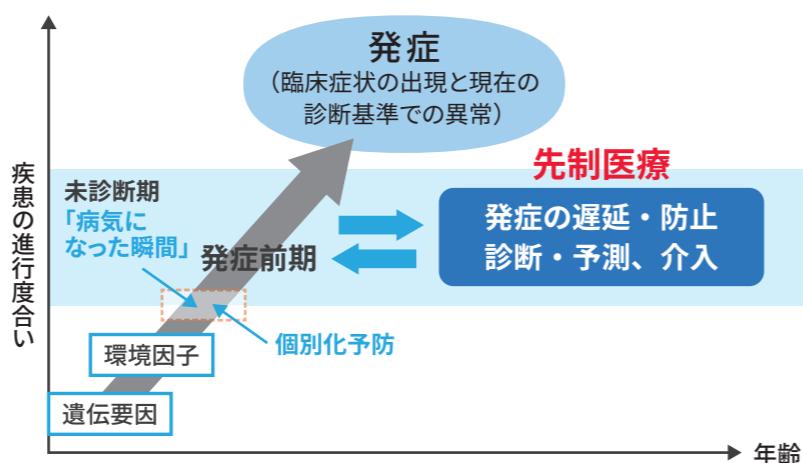
## “先制”医療という新しい考え方

先制医療という考え方をご存じですか？先制医療とは予防医学の一種で、がんや認知症という大きな病気にかかる前の、「何も症状がない状態」つまり、「病気になる前の段階」から、バイオマーカー等を利用してることで、将来起こりやすい病気を予測し、早期に介入（予防や治療）をするための医療行為のことです。

一人ひとりの健康寿命延伸のため、また国家規模の医療費削減においてもこの概念が提唱され、近年注目されている新しい考え方です。

### “先制”医療の概念

がんをはじめとする病気は、遺伝や環境による要因が大きいといわれていますが、健康なうちに先制的な対策をとることが、早期の発見につながることがわかっています。生活習慣の見直しはもちろん、発症の遅延・防止のための定期的なリスク検査や検診などを受け、自分自身の体の状態を調べておくことが重要です。

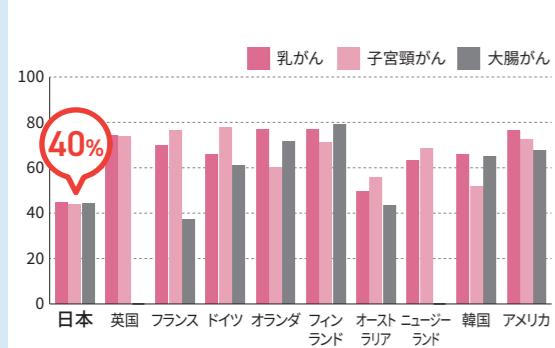


### がん検診率が低い日本人

厚生労働省はがん検診の受診率を60%以上とすることを目指しています。しかし、日本のがん検診受診率は諸外国と比較しても約40%程度と低く、未受診者が6割近くにのぼっています。

がんは早期発見と早期治療が重要です。そのためには定期的にがん検診を受ける必要があります。

#### 各国のがん検診受診率



出典：厚生労働省 第39回がん検診のあり方に関する検討会より作成

### 生活習慣の改善

日本人を対象とした研究によると、がんの予防にとって重要なのは、①禁煙 ②節酒 ③食生活 ④身体活動 ⑤適正体重の維持の5つの生活習慣の改善のほか、⑥感染症の検査を加えた6つの要因といわれています。これら5+1のがん予防法を実践することで、あなたの力でがんのリスクを低くしていくことが可能です。⑥の感染に関しては、感染したら必ずがんになるというわけではありません。まずは検査を受け、状況に応じた対応をとることで、がんを防ぐことにつながります。



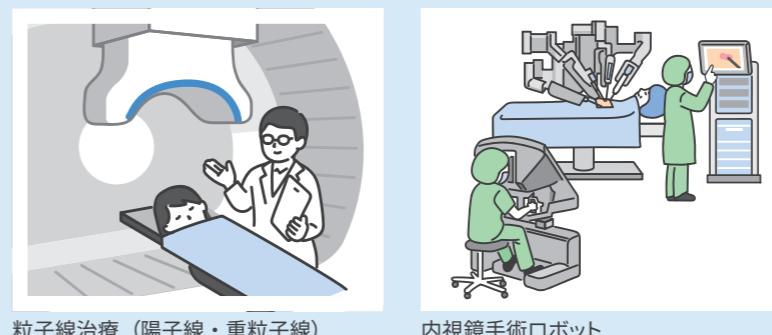
出典：国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」科学的根拠に基づいたがん予防ガイドライン「日本人のためのがん予防法(5+1)」より作成

### 最先端の医療技術

## 先進医療と自由診療

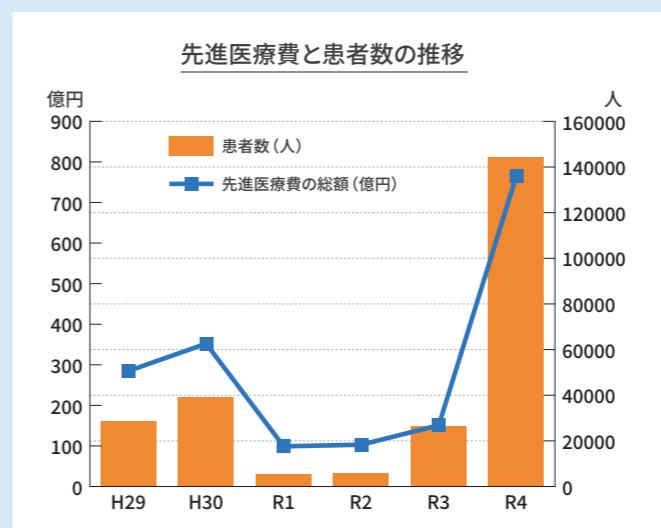
保険診療の医療水準を超えた、高度な医療技術を先進医療といいます。がん治療の領域では、放射線療法の粒子線治療（陽子線、重粒子線）などがあります。他にも化学療法や免疫療法などがありますが、一般的な保険の適用外となるため、費用が高額になります。

### 先進医療とは



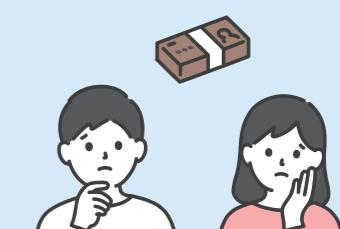
先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養のことをいいます。がん治療においては、放射線療法である粒子線治療（陽子線・重粒子線）をはじめ、内視鏡手術ロボット、国内未承認の抗がん剤などによる化学療法、免疫療法などが認定されています。いずれも研究段階にあり、また実施できる医療機関は限定されています。

### 費用は全額自己負担



出典：厚生労働省 令和5年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について

通常の治療と共に付する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は一般的な保険診療と同様に扱われますが、先進医療に係る費用は患者の全額自己負担となり、治療内容によっては高額になることもあります。技術の進歩とともに、先進医療を受ける人の数は増加傾向にあります。先進医療特約が手厚い保険に加入するなど、万一の際に備えておくことも重要です。



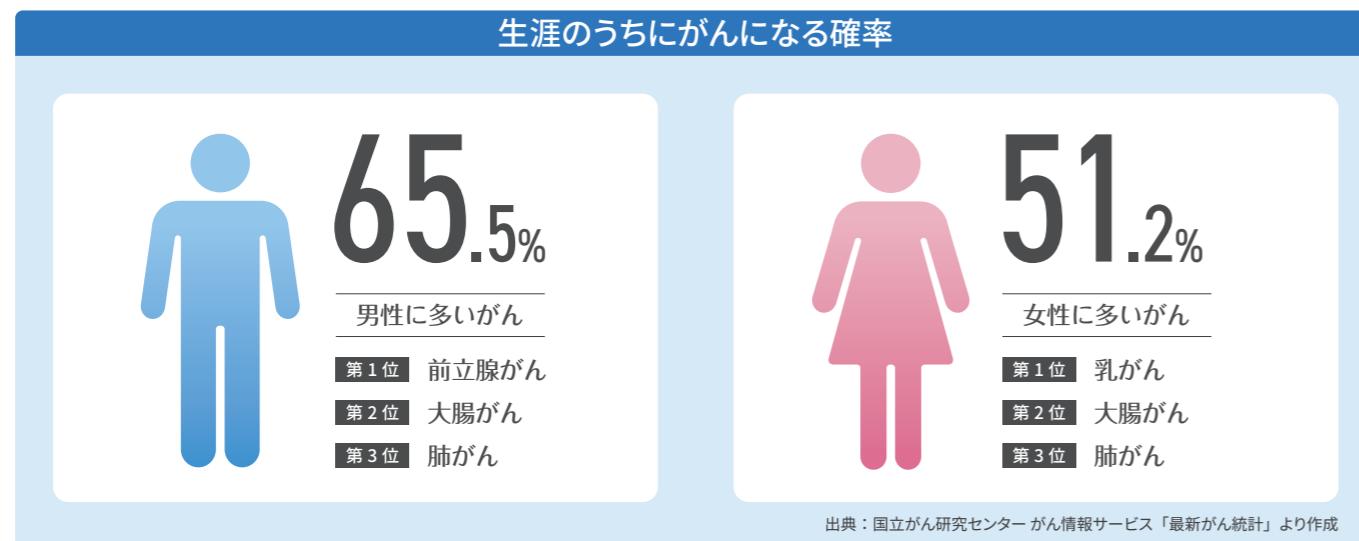
がんのこと、どのくらい知っていますか

# 「不治の病」から「治せる病」へ

日本人の二人に一人がかかる病気、がん。いまでは生活習慣病のひとつともいわれています。

日本では現在年間約100万人ががんと診断され、その死亡率は年々増加傾向にあります。

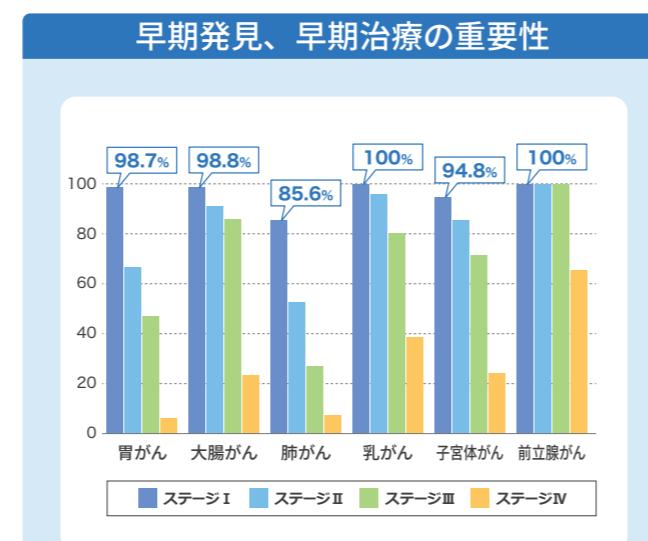
がんについて知ることが、早期対策・早期発見につながります。



男性、女性特有のがんも上位に

2020年のがん罹患数を見ると、男性は前立腺、女性は乳房が最も多くなっています。男女とも多いのが大腸がんです。いずれも早期の段階での治療が重要ですが、がん検診の受診率の低さや内視鏡検査への抵抗感などがその要因として考えられます。

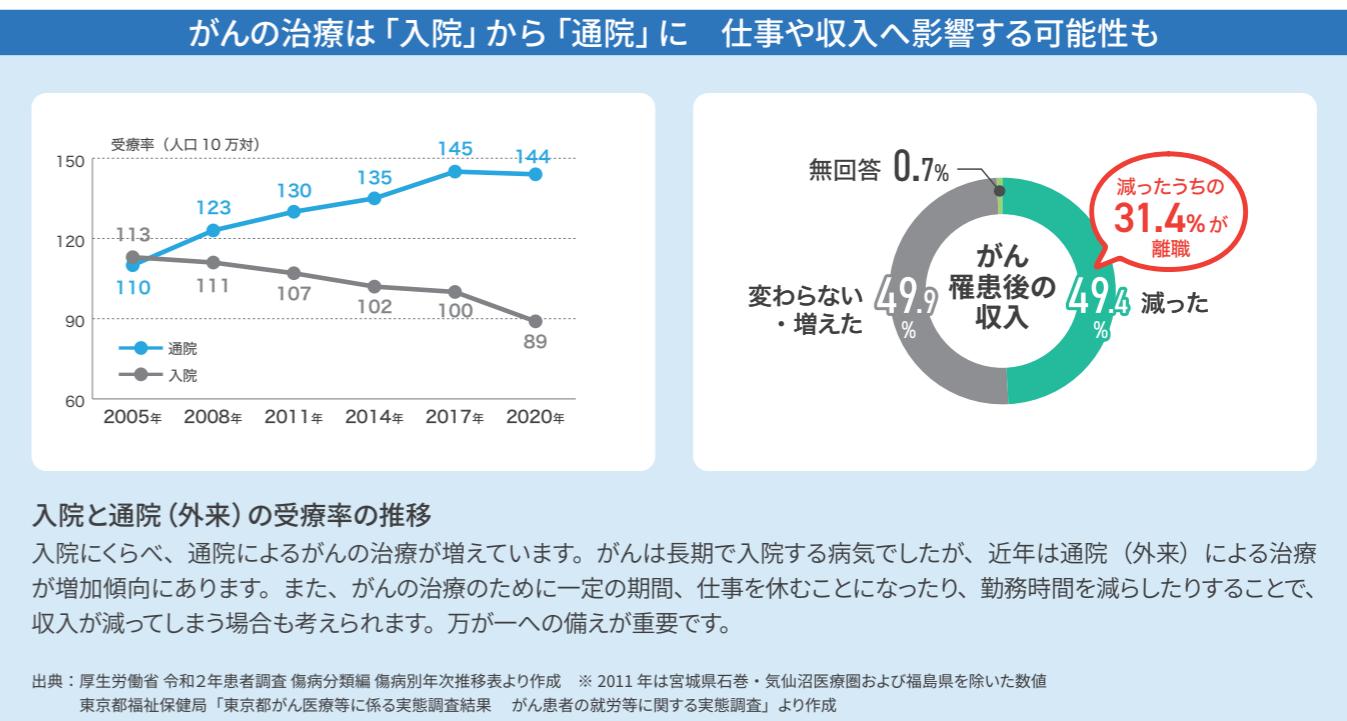
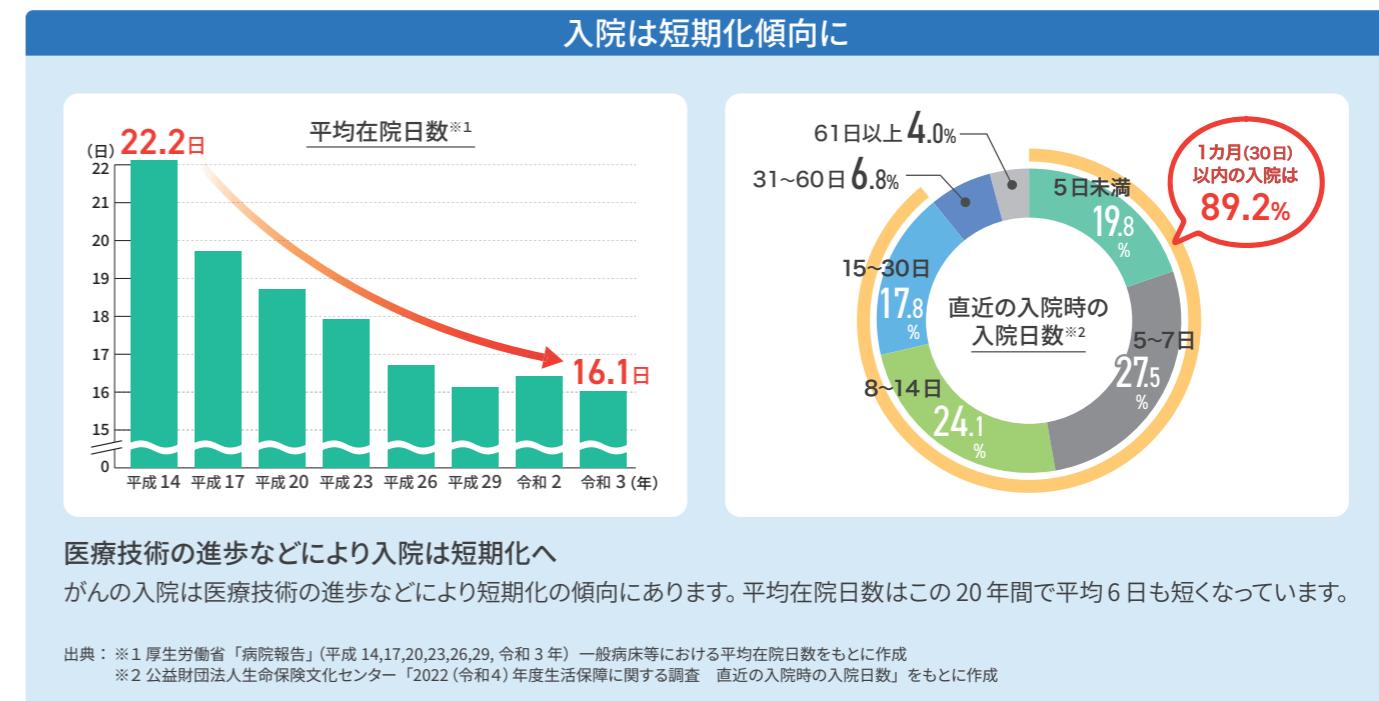
出典：国立がん研究センター がん情報サービス「最新がん統計」より作成



がんの5年後の生存率

がんは見つかるのが多いほど、治療が難しくなってしまう恐ろしい病気。たとえば胃がんの5年生存率はステージIでは97.7%ですが、ステージIVでは6.6%と、その差は歴然です。ほとんどのがんにおいて、早期発見、早期治療が重要ということがわかります。

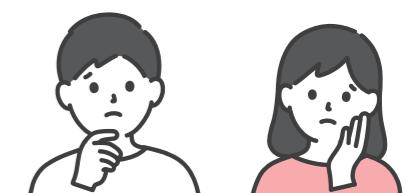
出典：全国がんセンター協議会 全がん加盟施設の生存率共同調査5年生存率  
全症例2011～2013年診断症例より作成



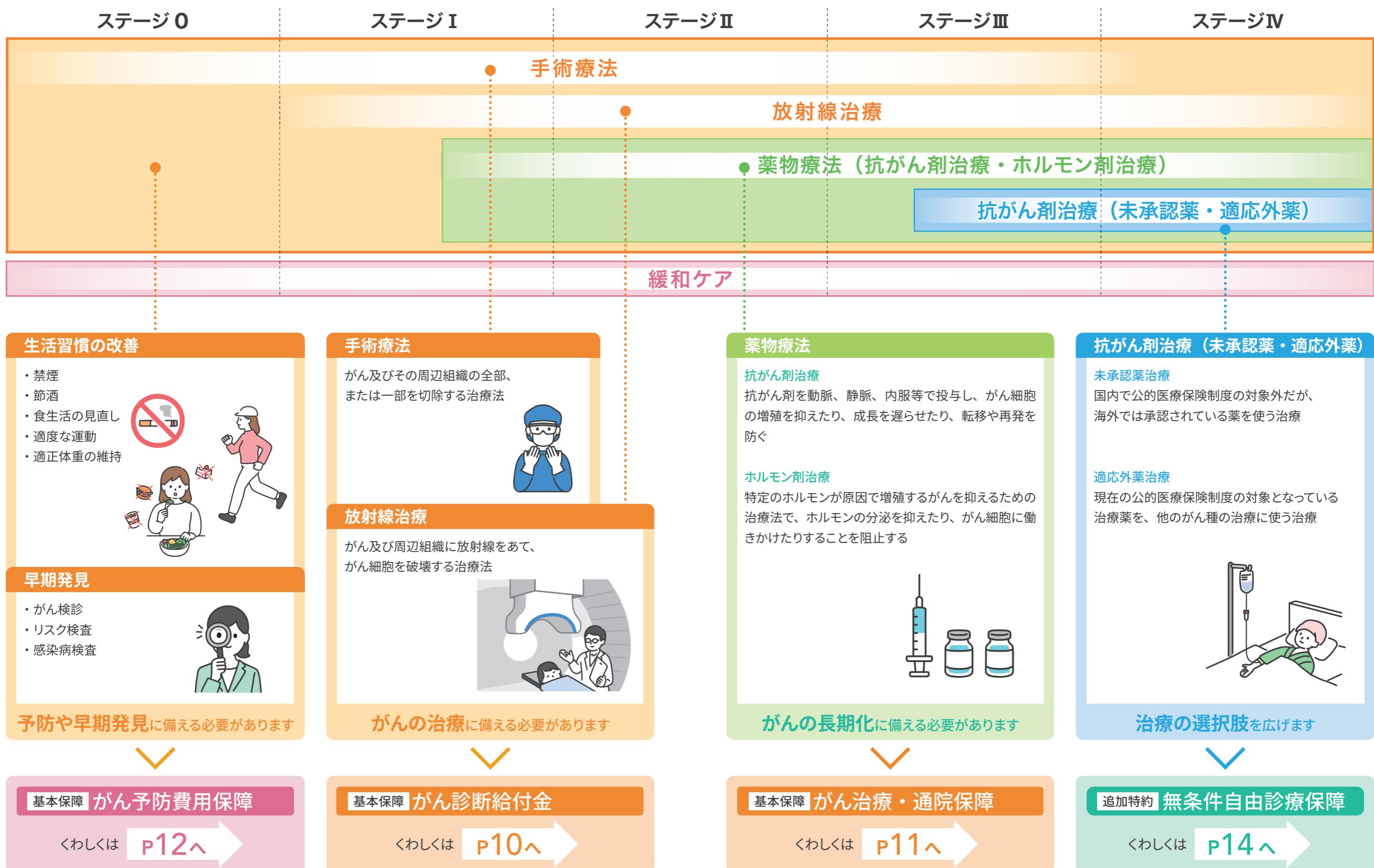
入院手当重視

通院手当重視

がんの種類やステージ、  
治療期間によって  
自由な選択が必要です！



# ステージ別 治療法のイメージ



診断・治療だけでなく、予防から手厚くサポート

## 保障プラン

	給付金	このような場合にお支払いします	支払い限度	取扱い範囲	保障期間	
がん診断給付金	一時診断金 (上皮内がん)	一時診断金 (悪性新生物)	回数無制限 3年に1回	100万円	5年定期	がん診断給付金
がん治療 入院保障	入院費用保障		無制限	【実損填補型】 無制限	5年定期	がん治療入院・通院保障
がん治療 通院保障	通院費用  放射線治療費用  ホルモン治療費用  がんゲノム治療費用	手術費用  抗がん剤治療費用  緩和治療費用  先進医療費用	自由な選択で利用が可能!	通算 2,000万円  【実損填補型】 2,000万円	5年定期	
がん予防費用保障	先制医療費用	がん予防費用	回数無制限 1年に1回	【実損填補型】 5万円～20万円	5年定期	がん予防費用保障
無条件自由診療保障	自由診療費用	先進医療費用	通算 100万円～1,000万円	【実損填補型】 100万円～1,000万円	5年定期	無条件自由診療保障

# がん診断給付金

給付型

「がん」と医師に診断確定された場合、  
がん診断給付金をお受け取りいただけます。  
また、再発や転移などに該当した場合も  
お受け取りいただけます。

回数無制限  
3年に1回



## お支払い事由

### 【1回目】

初めて医師によりがん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき

がん診断給付金  
1回につき 100万円  
(がん診断給付金額  
100万円の場合)

### 【2回目以降】

前回の支払事由該当日から3年経過後に、以下に該当したとき

- 新たにがん（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき、  
または診断確定されたがん（上皮内新生物を含む）の  
再発・転移が認められたとき

回数無制限

※最終の診断確定日からその日を含めて3年以内に再びがんと診断確定された場合は、お支払いの対象外となります。  
診断書によりがんと診断されたことを確認しますので診断書をご提出ください。文書料は保障対象外です。

### お支払いします

前回の支払事由該当日から3年を経過した日以後、新た  
ながんと確定診断された時。または再発・転移が認められ  
確定診断をされたとき。

前回の支払  
事由該当日

再発・転移・新たな  
がんと診断確定

入院または通院

3年経過

### お支払いしません

前回の支払事由該となったがんの診断確定後、再び新た  
ながん、または再発・転移が認められ診断確定され、治  
療のため入院または通院したが、前回の支払該当日から3  
年を経過していないとき。

前回の支払  
事由該当日

再発・転移・新たな  
がんと診断確定

入院または通院

入院または通院

3年経過

## がん診断給付金のポイント

### がん罹患による収入減少や さまざまな出費の増加をカバー

がんになると治療費の他にもさまざまな費用がかかります。一方で休職・離職などにより収入が減少することもあります。給付金は自由にお使いいただけます。

がんの治療を受けるためには

治療費のほかに、さまざまな費用がかかります



# がん治療 入院・通院保障

実損填補型

約款名称：がん入院共済金・がん外来共済金

ご自身が納得のいく治療を受けるために。意思を尊重した自由度の高い選択が可能です。  
現在、がんの治療にはさまざまな方法があり、選択できる時代になりました。  
どんな方法を優先するか、ご自身の意思に沿って納得できる治療をお選びいただけます。



通院は体力を使うから、  
しっかり入院して  
治療に専念したい。



入院はしたくない。  
治療費がかかるから、  
通院で治したい。

## 入院費用保障 無制限

### 入院 入院費用

入院費用とは、がんで入院した場合に受け取れる給付金のことです。入院期間に応じて、設定した日額給付金を受け取れるものが一般的ですが、当共済では保障内で、自分で自由に設計できます。



### 通院 通院費用

がんで通院が必要な場合に、所定の保障を受けられる給付金です。手術後や治療の継続が必要な際の通院治療費など、負担を軽減するために活用できます。近年、通院で治療する患者が増えており、必要な通院に寄り添いサポートします。



### 手術 手術費用

がんの治療を目的とした手術を受けた際に、所定の保障を受けられます。手術にかかる医療費や関連する費用に対する経済的負担を軽減し、同じ部位の手術の種類であっても何度もお支払いすることができます。



### 放射線 放射線治療費用

放射線治療とは放射線を使ってがん細胞を破壊する治療法で、局所的ながんに効果的です。外部照射や内部照射の方法があります。健康な細胞への影響を抑えつつ治療します。放射線治療を受けた際に、保障が適用されます。



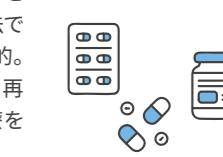
### 抗がん剤 治療費用

抗がん剤治療は、薬剤を使ってがん細胞の増殖を抑えたり破壊したりする治療法で、全身のがんに効果がありますが、長期にわたることが多く副作用も伴うこともあります。抗がん剤治療を受けた際に、保障が適用されます。



### ホルモン ホルモン治療費用

がんの成長を促進するホルモンの働きを抑えることで、がんの進行を防ぐ治療法です。特に乳がんや前立腺がんで効果的。ほかの治療と併用されることが多い、再発防止にも寄与します。ホルモン治療を受けた際に、保障が適用されます。



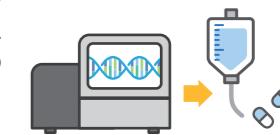
### 緩和 緩和療養費用

進行がんの患者を対象に、痛みや苦痛を軽減し、生活の質を向上させる治療法です。治癒を目指すものではなく、がんによる身体的な痛みや不快感、精神的なストレスを和らげることを目的としています。薬物療法やカウンセリング、リハビリテーションを通じて患者とその家族を支援し、その際に保障が適用されます。



### がんゲノム がんゲノム検査費用

がんゲノム検査は、患者のがん細胞の遺伝子を解析し、がんの発生原因や特性を調べる検査で、個々の患者に適した治療法を見つける「個別化医療」が可能となります。効果的な治療選択につながります。治療の精度を向上させる重要な検査であり、その際に保障が適用されます。



※がんゲノム医療は厚生労働省指定の病院で受けることができます。  
詳細は厚生労働省 HP をご確認ください。

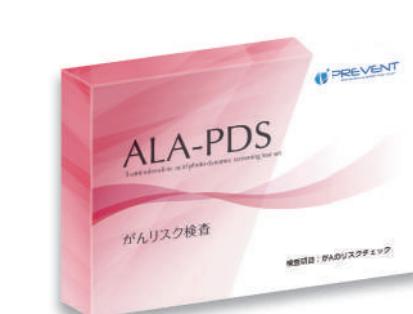
# がん予防費用保障

実損填補型

## がんのリスク検査「ALA-PDS 検査」で早期発見のきっかけに!

ALA-PDS 検査は、がん予防費用保障の先制医療サービスとして、年に一度受けられるがんのリスク検査です。アミノ酸 5-ALA の特性を利用し、尿に排出されたポルフィリンという物質を指標として、がんのリスクを4段階で表示します。定期的にがんのリスクをチェックすることで、ご自身の体のいまの状態を知ることができます。

**ALA-PDS 検査とは**



**ALA-PDS**  
5-ALA Photo Dynamic Screening

ALA-PDS 検査は、天然のアミノ酸である 5-ALA (5-アミノレブリン酸) の特性を利用した、PDS (光線力学スクリーニング) 検査のことです。この検査でがんのリスクがチェックできます。未来のあなたと大切な家族のために、がんの早期発見をサポートします。  
※ ALA-PDS 検査は、スクリーニング検査であり、がんおよびその他の疾患の診断を目的とした検査ではありません。

**サービス提供：プリベントメディカル株式会社**

**検査は簡単5ステップ・検査結果は4段階**

**簡単 5 STEP**



STEP 1 検査セットがご自宅に届きます  
STEP 2 就寝前に ALA カプセルを飲みます  
STEP 3 翌朝 採尿します  
STEP 4 検体をポストに投函します  
STEP 5 メールにて検査結果ページへの URL が届きます

自宅で採尿、ポストに投函。結果は WEB で確認できます。



検査の測定結果は、低リスクから高リスクまでを A・B・C・D の4段階で評価。定期的にリスクをチェックすることで、がんの早期発見や生活習慣改善の指標にお役立ていただけます。

- ALA-PDS 検査は、スクリーニング検査であり、がんおよびその他の疾患の診断を目的とした検査ではありません。
- ALA-PDS 検査とあわせて、健康診断やがん検診、人間ドック等を受けていただくことで、がんの早期発見の確率が高くなります。定期的な受診をおすすめします。
- このサービスは提携するプリベントメディカル株式会社のサービスを提供するものです。
- このサービスにおいて、当社は責任をおいかねますので、あらかじめご了承ください。
- 提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。

## 検査結果に応じてがん予防費用を保障

年に一度のセルフチェックが無料。結果によって予防費用を保障します。



**ALA-PDS 検査**  
**0円(1年1回無料)**  
加入一定期間後より  
毎年1回検査セットを送付

検査の結果に応じて **50,000円～200,000円** のがん予防費用を保障  
※がんと診断されるまで1年毎に繰り返し何度でも保障

ALA-PDS 検査結果		
男性	COP/CRN 3,000 以上	<b>50,000 円</b>
女性	COP/CRN 3,750 以上	
男性	COP/CRN 3,700 以上	<b>100,000 円</b>
女性	COP/CRN 4,750 以上	
男性	COP/CRN 4,250 以上	
女性	COP/CRN 5,500 以上	<b>200,000 円</b>

※検査結果数値に基づく保障範囲は当共済独自の規定により定めており、一定期間での結果にて見直し、改定をおこないます。

**SAMPLE**

検査結果報告書

検査 ID: 123456	氏名: 山田 太郎	検査日: 2024.09.15
生年月日: 1990.01.01	性別: 男	有効日: 2024.09.18
ALA-PDS 検査結果		
尿中のポルフィリン量 インデックス値 3087 nmol/g・CRE 4.7 / 8.0 リスクランク B		
あなたの相対リスクイメージ図		
※ 計算式: (尿中ポルフィリン量 / COP/CRN) × 100		
※ お問い合わせ: 0123-4567-8900		
※ 検査について		
※ リスクランク: インデックス値を参考にリスクランクを表示しています。		

▲ 検査結果報告書のイメージ

## がん予防費用・先制医療費用を保障

上部・下部内視鏡、また MRI や CT、マンモグラフィや PET-CT など、さまざまな機器を使用した検診から、ウィルス感染が原因となるがん種に対応したワクチンによる未然の予防まで、先制的な予防費用保障が可能です。

※国内の病院、およびクリニック等の医療機関における医療行為に限ります。



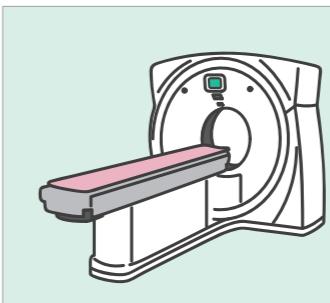
B型肝炎ワクチン (20,000 円)



HPVワクチン (99,000 円)



無痛 MRI 乳がん検査 (22,000 円)



大腸マルチ CT (22,000 円)



胃内視鏡検査 (22,000 円)

がん  
予防  
費用  
保障

# 無条件自由診療保障

実損填補型

## 特定医療機関等の条件なしでどんな治療もカバー! 安心のがん治療を

がん診療連携拠点病院ならびに先進医療（厚生労働大臣が認める医療技術）に限らず、未承認薬や未承認治療でも保障します。まさに「無条件」な医療費保障です。  
国内でも海外でも、どこの医療機関でもご利用できます。

### 無条件の医療費保障

日本初

### 無条件医療費保障 (上限 1,000 万円)



標準治療終了後のがん治療に関する様々な費用を実損填補にて保障

支払事由	国内全ての医療機関が提供する自由診療 他がん種承認薬の適用外使用（自由診療） 海外承認で国内未承認の治薬 国内外治療の為の渡航費宿泊費 等
支払限度	通算 100 万円～ 1,000 万円
取扱範囲	100 万円～ 1,000 万円
共済期間	5 年定期

### 無条件自由診療保障 4つのポイント

1

#### 国内全ての医療機関が提供する自由診療

公的保険が適用されない治療や検査で、がん治療においては標準治療以外の先進的な治療法や未承認薬、特定の検査が自由診療に該当します。最新の医療技術や個別化治療を受けられる選択肢を提供し、標準治療では得られない治療効果を期待できる場合があります。

2

#### 他がん種承認薬の適用外使用（自由診療）

他がん種承認薬の適用外使用は、ある特定のがん種で承認された薬を、別のがん種に対して使用する治療法です。標準治療が効果を示さない場合や他の治療法が限られている場合に行われ、公的保険が適用されないため、患者は費用を自己負担となります。治療の選択肢を広げる手段として注目されています。

3

#### 海外承認で国内未承認の治療

がんの海外承認で国内未承認の治療は、海外で効果が認められ承認されているが、日本国内ではまだ承認されていない治療法や薬剤を指します。保険適用外の自由診療となり、自己負担で治療を受ける必要がありますが、標準治療が効果を示さない場合や新しい治療法を希望する患者にとって、海外の最新医療技術を受ける選択肢を提供する手段となります。

【参考例】CAR-T 細胞療法、免疫チェックポイント阻害薬、PARP 阻害剤、TIL 療法

4

#### 国内外治療のための渡航費、宿泊費

がん治療のための渡航費や宿泊費は、国内外で治療を受ける際に発生する大きな負担です。例えば、国内では遠方の大学病院で先進的な治療を受ける場合、毎回の新幹線や飛行機の費用がかかります。また、海外での治療を希望する場合、がん治療に渡航するケースでは、航空券代に加え、数か月の滞在が必要になるため宿泊費が大幅に増えます。これらは公的保険の対象外で、治療費に加え経済的負担が大きくなるため、事前の資金準備が重要となります。

### 最新の抗がん剤による治療例

一般名	ニボルマブ	ペムブロリズマブ	ドスタルリマブ	アバプリチニブ
商品名（国内）	オプジー	キイトルーダ	-	-
国内承認情報 (保険適用になるがん種)	メラノーマ（皮膚がん） 非小細胞肺がん 腎細胞がん ホジキンリンパ腫 頭頸部がん 胃がん 悪性胸膜中皮腫	メラノーマ（皮膚がん） 非小細胞肺がん ホジキンリンパ腫 尿路上皮がん	-	-
欧米で効果が認められたがん種と承認の状況 ◎=欧州・米国とも承認 ○=米国のみ承認	小児皮膚がん ◎ 肝細胞がん ○ 尿路上皮がん ○	胃がん ◎ 胆管がん ○ 膀胱がん ○ 肝細胞がん ○	子宮体がん ○	消化管間質腫瘍 ◎ 肥満細胞白血病 ○
1 カ月(1 サイクル／28 日) あたりの薬剤費（円）	732,810 円 (小児皮膚がん、尿路上皮がん) 170,229 円 (肝細胞がん)	571,995 円	1,778,257 円	4,453,320 円
適応範囲及び承認状況	適応外薬	未承認薬		
説明	「適応外薬」は、医薬品として承認はされているものの、特定の病気や症状以外に対しては保険適用外で使用される薬を指す。医師の判断で治療に用いられるが、保険が適用されないため、患者は全額自己負担となる。	「未承認薬」は、国の薬事当局である厚生労働省による承認をまだ受けていない薬を指す。日本国内では効果や安全性が十分確認されておらず、保険適用の通常治療に使うことができないが、海外では承認されているケースがある。		

出典：国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」より一部抜粋・改訂

### ドラッグ・ラグとドラッグ・ロス

ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスとは、海外で承認されている医薬品が日本では未承認のため使用できないという問題を表した言葉です。

ドラッグ・ラグに関しては、承認こそ遅れているものの、将来的に日本での使用が期待できます。これに対しドラッグ・ロスは、将来的にも日本では承認されない可能性がある医薬品とされ、大きな問題となっています。

ドラッグ・ロスは市場規模の小さい希少疾患や小児がん、希少がんに対する医薬品の割合が多くを占めています。国内の制度改革や開発支援などの動きも見られますが、治療薬を待ち望む人たちのために一刻も早い問題解決が望まれています。



ドラッグ・ラグ = 日本での承認が数年遅れとなっている状態



ドラッグ・ロス = 日本では臨床試験を含めた開発自体が行われていない状態

	承認取得	未承認	未承認の内訳	
			開発中	未着手
米国	136	7	3	4
欧州	86	57	26	31
日本	0	143	57	86

※86品目のうち48品目はベンチャーファームの医薬品

出典：厚生労働省「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会報告書 参照資料」より作成

## 0歳～59歳の方が加入できるプラン



## がん共済アイリスは 安心の「実額」保障

ここが  
ポイント!

一般的な日額保障タイプのがん保険は、通院日数・入院日数・手術の種類に応じて、保険金の額が決まるのに対し、がん共済アイリスなら、通院でも入院でも、かかった治療費の実額が共済金として支払われます。

つまり、経済的負担を気にすることなく治療に専念できる、がん共済アイリスなのです。

一般的ながん保険との違い		一般的ながん保険の例	がん共済アイリス なら
がんと診断された時		一時金 ○万円	一時金 <b>100万円</b> ※ご契約プランによって金額は変わります
がん治療で通院した時		1日 ○万円まで	実際にかかった治療費を保障するので、 通院重視、入院重視、先進医療重視、 あなたの状態に合った設計可能!
がん治療で入院した時		1日 ○万円まで	
手術した時	三 大 治 療	手術の種類に応じて 1回 ○万円まで	
放射線治療した時		1回につき ○万円まで	共済金 <b>2,000万円</b> ※ご契約プランによって金額は変わります
抗がん剤治療した時		治療を受けた月ごとに○万円まで	
先進医療を受けた時		通算 ○万円まで	
自由診療を受けた時		保障なし	

## 注意事項

- ①がん診断一時金が支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて3年内に再びがんと診断された場合は、お支払いの対象外となります。
- ②診断書によりがんと診断されたことを確認しますので、診断書をご提出ください。
- ③文書料は保障対象外です。

次の範囲はお支払いの対象外となります。

## 【がん治療費用保障】

- 交通費・宿泊費等、直接治療に関係しない諸雑費

- 差額ベッド代 ● 貸テレビ代・新聞代・特別メニューの食事代等、直接治療に関係しない諸雑費

## 【各共済金共通】

- がんの診断確定を主な目的とした、検査のための通院・入院 ● がんの再発・転移の診断を主な目的とした、診察または検査のための通院・入院
- がんの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等（乳がんの手術と別の時期に行う乳房再建手術等）を行うことを主な目的とした、自由診療による通院・入院 ● がんの診療を直接の目的とした通院・入院が終了した後の経過観察

## 自費診療による入院、および通院をし、以下の条件に該当した場合、がん治療共済金を支払います。

- 診断確定されたがんを直接の原因とする入院、及び通院であること。
- がんの診療を直接の目的とした入院、及び通院であること。
- 被共済者が組合の書面による同意を得た入院診療計画（注1）（注2）によるがんの診療であること。  
(注1) 入院から退院までの治療計画をいいます。  
(注2) 医学的に有効と認められる治療であることが原則となります。具体的には、以下に該当するものを有効な治療として扱います。
  - 公的医療保険の対象となる診療
  - 先進医療に該当する診療
  - 米国国立がん研究所（NCI）のガイドラインに定める診療
  - National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のガイドラインに定める診療
- 入院診療計画において公的医療保険制度の給付対象とならないがんの診療が含まれていて、その入院診療計画に基づく入院であること。

# 60歳～84歳の方が加入できるプラン

		基本保障			+	追加特約	
契約年齢		がん診断給付金	がん治療 入院・通院保障 (実損填補)	がん予防費用保障 (実損填補)		無条件自由診療保障 (実損填補)	
60歳 ～ 69歳	I型	100万円	2,000万円	ALA-PDS 検査		100万円	200万円
	II型		2,000万円	ALA-PDS 検査		500万円	1,000万円
70歳 ～ 84歳	I型	100万円	2,000万円	ALA-PDS 検査		100万円	200万円
	II型		2,000万円	ALA-PDS 検査			
	III型	100万円	2,000万円				
	IV型		2,000万円				



## がん共済アイリスは 安心の「実額」保障

ここが  
ポイント!

一般的な日額保障タイプのがん保険は、通院日数・入院日数・手術の種類に応じて、保険金の額が決まるのに対し、がん共済アイリスなら、通院でも入院でも、かかった治療費の実額が共済金として支払われます。

つまり、経済的負担を気にすることなく治療に専念できる、がん共済アイリスなのです。

一般的ながん保険との違い		一般的ながん保険の例	がん共済アイリス なら
がんと診断された時		一時金 ○万円	一時金 <b>100万円</b> ※ご契約プランによって金額は変わります
がん治療で通院した時		1日 ○万円まで	実際にかかった治療費を保障するので、 通院重視、入院重視、先進医療重視、 あなたの状態に合った設計可能!
がん治療で入院した時		1日 ○万円まで	
手術した時	三 大 治 療	手術の種類に応じて 1回 ○万円まで	
放射線治療した時		1回につき ○万円まで	
抗がん剤治療した時		治療を受けた月ごとに ○万円まで	共済金 <b>2,000万円</b> ※ご契約プランによって金額は変わります
先進医療を受けた時		通算 ○万円まで	
自由診療を受けた時		保障なし	

### 注意事項

- ① がん診断一時金が支払われることになった最終の診断確定日からその日を含めて3年内に再びがんと診断確定された場合は、お支払いの対象外となります。
- ② 診断書によりがんと診断されたことを確認しますので、診断書をご提出ください。
- ③ 文書料は保障対象外です。

次の範囲はお支払いの対象外となります。

#### 【がん治療費用保障】

- 交通費・宿泊費等、直接治療に関係しない諸雑費
- 差額ベッド代 ● 貸テレビ代・新聞代・特別メニューの食事代等、直接治療に関係しない諸雑費

#### 【各共済金共通】

- がんの診断確定を主な目的とした、検査のための通院・入院 ● がんの再発・転移の診断を主な目的とした、診察または検査のための通院・入院
- がんの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等（乳がんの手術と別の時期に行う乳房再建手術等）を行うことを主な目的とした、  
自由診療による通院・入院 ● がんの診療を直接の目的とした通院・入院が終了した後の経過観察

自費診療による入院、および通院をし、以下の条件に該当した場合、がん治療共済金を支払います。

- 診断確定されたがんを直接の原因とする入院、及び通院であること。
- がんの診療を直接の目的とした入院、及び通院であること。
- 被共済者が組合の書面による同意を得た入院診療計画（注1）（注2）によるがんの診療であること。  
(注1) 入院から退院までの治療計画をいいます。  
(注2) 医学的に有効と認められる治療であることが原則となります。具体的には、以下に該当するものを有効な治療として扱います。
  - 公的医療保険の対象となる診療
  - 先進医療に該当する診療
  - 米国国立がん研究所（NCI）のガイドラインに定める診療
  - National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のガイドラインに定める診療
- 入院診療計画において公的医療保険制度の給付対象とならないがんの診療が含まれていて、その入院診療計画に基づく入院であること。

## 共済掛金表 (男性)

男性



がん共済 基本保障（5年定期）男性							
年齢	I型	II型	年齢	I型	II型	III型	IV型
0-19	※ 1,050	※ 950	52	7,650	6,300		
20	3,950	3,800	53	8,050	6,500		
21	3,950	3,800	54	8,450	6,700		
22	3,950	3,800	55	8,850	6,900		
23	3,950	3,800	56	9,250	7,050		
24	3,950	3,800	57	9,700	7,250		
25	3,950	3,800	58	10,100	7,400		
26	4,000	3,850	59	10,650	7,600		
27	4,000	3,850	60	11,100	7,750		
28	4,050	3,900	61	11,600	7,900		
29	4,050	3,900	62	12,150	8,100		
30	4,050	3,900	63	12,700	8,250		
31	4,100	3,950	64	13,250	8,400		
32	4,150	3,950	65	13,850	8,600		
33	4,200	4,000	66	14,350	8,750		
34	4,250	4,050	67	14,900	8,900		
35	4,350	4,100	68	15,500	9,100		
36	4,400	4,150	69	16,000	9,250		
37	4,500	4,200	70	16,550	9,450	13,750	6,650
38	4,600	4,300	71	17,050	9,600	14,250	6,800
39	4,750	4,400	72	17,550	9,750	14,750	6,950
40	4,850	4,500	73	18,050	9,900	15,250	7,100
41	5,000	4,600	74	18,500	10,050	15,700	7,250
42	5,150	4,700	75	18,900	10,200	16,100	7,400
43	5,300	4,800	76	19,300	10,350	16,500	7,550
44	5,500	4,950	77	19,650	10,500	16,850	7,700
45	5,650	5,050	78	20,000	10,650	17,200	7,850
46	5,850	5,200	79	20,300	10,800	17,500	8,000
47	6,100	5,350	80	20,600	10,950	17,800	8,150
48	6,400	5,550	81	20,850	11,100	18,050	8,300
49	6,650	5,700	82	21,100	11,250	18,300	8,450
50	6,950	5,900	83	21,350	11,400	18,550	8,600
51	7,300	6,100	84	21,550	11,550	18,750	8,750

※ 0-19 歳はがん予防費用保障の対象外となります。

追加特約 無条件自由診療保障（5年定期）男性							
年齢	500 万円	1,000 万円	年齢	100 万円	200 万円	500 万円	1,000 万円
0-19		125	52			1,250	2,500
20		125	53			1,500	2,875
21		125	54			1,625	3,250
22		125	55			1,875	3,750
23		125	56			2,125	4,250
24		125	57			2,500	4,875
25		125	58			2,750	5,500
26		125	59			3,125	6,250
27		125	60	750	1,500	3,625	7,125
28		125	61	875	1,625	4,000	8,000
29		250	62	1,000	1,875	4,500	9,000
30		250	63	1,000	2,000	5,000	10,000
31		250	64	1,125	2,250	5,625	11,125
32		250	65	1,250	2,500	6,125	12,250
33		250	66	1,375	2,750	6,750	13,375
34		250	67	1,500	3,000	7,375	14,625
35		250	68	1,625	3,250	7,875	15,750
36		375	69	1,750	3,500	8,625	17,125
37		375	70	1,875	3,750		
38		375	71	2,000	4,000		
39		500	72	2,250	4,375		
40	250	500	73	2,375	4,625		
41	375	625	74	2,500	5,000		
42	375	625	75	2,750	5,375		
43	375	750	76	3,000	5,875		
44	500	875	77	3,125	6,250		
45	500	1,000	78	3,375	6,750		
46	625	1,125	79	3,625	7,250		
47	625	1,250	80	4,000	7,875		
48	750	1,375	81	4,250	8,375		
49	875	1,625	82	4,500	9,000		
50	1,000	1,875	83	4,875	9,625		
51	1,125	2,125	84	5,125	10,250		

## 共済掛金表 (女性)

女性

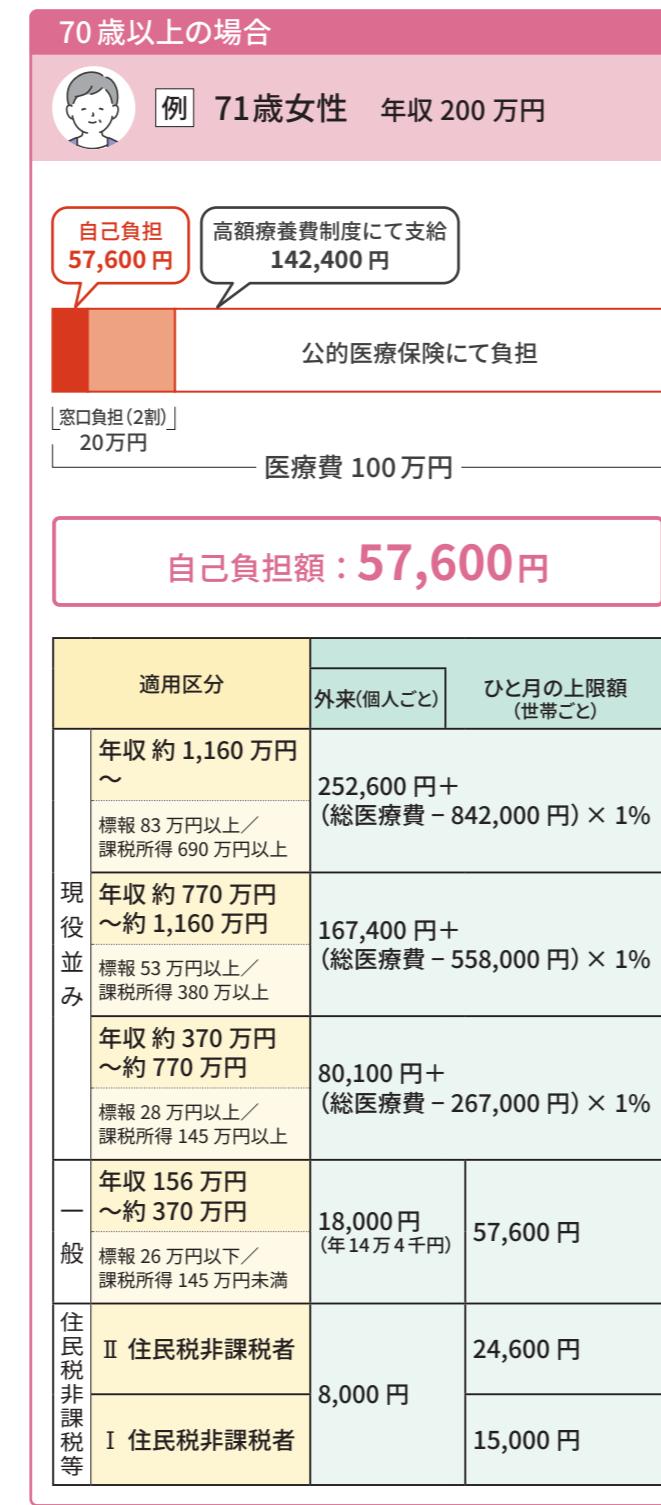


がん共済 基本保障（5年定期）女性							
年齢	I型	II型	年齢	I型	II型	III型	IV型
0-19	※ 1,150	※ 1,000	52	8,300	6,500		
20	3,950	3,800	53	8,400	6,550		
21	4,050	3,850	54	8,500	6,600		
22	4,100	3,850	55	8,600	6,650		
23	4,100	3,850	56	8,650	6,650		
24	4,200	3,900	57	8,750	6,650		
25	4,300	3,950	58	8,850	6,700		
26	4,350	3,950	59	8,950	6,700		
27	4,450	4,000	60	9,050	6,700		
28	4,550	4,050	61	9,200	6,750		
29	4,700	4,150	62	9,300	6,750		
30	4,800	4,200	63	9,450	6,800		
31	4,900	4,250	64	9,550	6,800		
32	5,050	4,350	65	9,700	6,800		
33	5,200	4,450	66	9,850	6,850		
34	5,350	4,550	67	9,950	6,850		
35	5,500	4,650	68	10,100	6,850		
36	5,750	4,800	69	10,250	6,900		
37	5,900	4,900	70	10,350	6,900	7,550	4,100
38	6,100	5,050	71	10,450	6,900	7,650	4,100
39	6,300	5,150	72	10,600	6,950	7,800	4,150
40	6,450	5,250	73	10,750	6,950	7,950	4,150
41	6,650	5,400	74</				

教えて!

# 高額療養費制度ってよく聞くけど、なに？

高額療養費制度とは、医療費が高額になった際に、自己負担額が一定額を超えた場合、その超過分を公的医療保険から支給される制度です。対象となるのは、健康保険に加入している人で、所得や年齢に応じて自己負担限度額が異なります。我が国では、これによって重い病気や長期治療が必要な場合でも、経済的な負担を軽減でき、必要な医療を安心して受けることが可能になります。



お申込みの流れ

## お申込スケジュール

共済掛金のお支払い方法は、クレジットカードのみとなります。

お支払い方法、スケジュール例は下記の通りです。

※申込日や提出書類の状況等によっては、下記と異なる場合がございます。あらかじめご了承ください。

- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。
- 初年度契約の共済期間の始期日から 90 日間は「共済待機期間」となり、この期間中は共済金のお支払い対象となりません。
- お申込み日から 91 日目にあたる日が、保障の始まる「責任開始日」となります。
- 共済掛金払込予備日までに共済掛金をお支払いいただけなかった場合は、共済契約が解約となります。
- 解約となった場合には、払込期日後に支払事由が発生した場合でも共済金をお支払いいたしません。

### クレジットカード払いのスケジュール例（月払い）



# 共済金 ご請求の流れ

# 重要事項のご説明 (重要事項説明書から抜粋)

## 共済金の請求事由の発生

がんの診断を受けたら

さくら労働組合 共済力スマーセンターまでご連絡ください

【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、診断内容、診断された日、病院名



## 請求のお手続き・提出

【ご準備ください】共済金請求書、組合様式の医師の診断書および診療明細書、被共済者の印鑑証明、医療機関からの領収書、医師に照会し説明を求めるについての同意書 等

※がん診断給付金、がん治療・通院保障、がん予防費用保障、無条件自由診療特約 種類によって内容が変わります



## 支払い請求の受理・支払い審査

ご提出いただいた書類の受理、不備等がないか確認後お支払いを審査し、後にお支払いとなります。

ご契約者に給付金をお支払いする場合



## 共済金支払内容のご確認・受取

給付金は共済金請求書記載の受取人様ご指定の金融機関口座へお支払いたします。

お支払い内容もお送りいたしますので、ご確認ください。



## お支払い条件について（一部抜粋）※詳細は約款にてご確認ください

○がん診断給付金  
・被共済者が日本国内において、悪性新生物（約款／主契約の別表）に罹患していると医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されている場合は、被共済者が負担する共済金を支払います。  
※上記にかかわらず、共済期間の開始日前、または責任開始日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）前に被共済者ががんの診断確定をされていたときは、支払い対象外となります。  
○がん治療・通院保障（自費入院、自費通院の場合）  
(1) 組合は、被共済者が次のいずれにも該当する自費診療による入院、または通院をした場合、がん治療共済金を被共済者に支払います。  
①診断確定されたがんを直接の原因とする入院、または通院であること。  
②がんの診療を直接の目的とした入院、または通院であること。  
③被共済者が組合の書面による同意を得た入院、または通院診療計画（注）によるがんの診療であること。  
(注) 医学的に有効と認められる治療であることが原則となります。具体的には、以下に該当するものを有効な治療として扱います。  
・公的医療に該当する診療  
・先発医療に該当する診療  
・米国国立がん研究所（NCI）のガイドラインに定める診療  
・National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のガイドラインに定める診療  
④入院診療計画、または通院診療計画において公的医療保険制度の給付対象となるがんの診療が含まれていて、その入院、または通院診療計画に基づく入院、通院であること。  
(2) がん診断共済金の支払額は、被共済者が次の費用を負担することによって被る措置の合計額となります。  
ただし、①の入院、または通院の費用（注1）は医師が医学的に有効であると認めたがんの診療の費用に限り、選定療養の特別の療養環境の提供に関する費用に相当する費用（注2）等は含みません。  
① (1) の入院、または通院の費用（注1）  
②共済金の請求に必要な診断書等の文書の発行にかかる費用  
○がん治療・通院保障（公的保険診療の場合）  
(1) 組合は、被共済者が次のいずれにも該当する公的医療保険制度を利用した入院、または通院をした場合、がん治療共済金を被共済者に支払います。  
①診断確定されたがんを直接の原因とする入院、または通院であること。  
②がんの診療を直接の目的とした入院、または通院であること。

(2) (1) のがん治療共済金の支払額は次の合計額とします。  
①一部負担金（注1）と同じ額  
②評価療養・選定療養のうち特別の療養環境の提供に関する費用を除くがんの治療に関する費用について被共済者が負担する金額と同じ額  
③共済金の請求に必要な診断書等の文書の発行にかかる費用について被共済者が負担する金額と同じ額  
(注1) 「一部負担金」とは、「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について被共済者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金ならびに一部負担金に相当する費用、食事療養標準負担額および生活療養標準負担額をいいます。  
○がん予防費用保障  
(1) 組合は、以下のすべてを満たすときに、被共済者に対してこの特約、共済約款および組合が定めるがん予防検査を組合が定める期間内に実施する費用を支払います。  
①組合が定めるがん予防検査を組合が定める期間内に検体および当該検査が定める書類を不備なく当該検査機関に提出したものであること  
②当該検査機関による①の検査結果が、組合が定める基準を超えたものであること  
③次のいずれかの費用について自己負担が発生したものであること  
④がん予防検査ごとに定める精密検査を受け、精密検査費用および当該精密検査に付随する費用として組合が認める費用について自己負担（以下「精密検査等自己負担費用」といいます）が発生したるものであること。  
イ.組合が定める計算方法で計算したがん死生存保障特約（以下「主契約等」といいます）の共済掛金相当額【1】病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。  
【2】「治療」とは、健康保険法等に定める療養の給付に関する規定において給付の対象となっている療養をいいます。以下同じ。  
【3】「一連の治療を受けた」とは、医師がその悪性新生物に対して医学的に有効と認めたひとりの治療をすべて受けたことをいいます。以下同じ。  
【4】「効果がなかった」とは、一連の治療による腫瘍（しゆよう）縮小効果が認められなかつたことをいいます（腫瘍（しゆよう）縮小効果以外の評価方法で治療効果の診断ができる場合には、他の評価方法も認めることができます）。  
【5】悪性新生物の増殖速度が遅い等の事情により、当面治療の必要性が小さい場合を除きます。  
【6】第1号の書類が組合に着いた日をいいます。以下同じ。

(2) 組合は、被共済者に対して、組合が定めるがん予防検査に係る規定および(1)各号に係る事項を被共済者に周知するものとします。  
○無条件自由診療  
次のいずれの条件にも該当する場合に支払います。  
ア.被共済者が悪性新生物（主契約の別表）に罹患していると医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていること【1】  
イ.前回の悪性新生物に対する治療または病状の軽減を目的とした治療【2】に際し、次のいずれかに該当すると医師によって診断されていること  
(ア) 一連の治療を受けた【3】が、効果がなかった【4】

2024年11月現在

## 主な保障内容と保障期間

	給付金・共済金の呼称	主契約・特約	約款名称	保障期間
基本保障	一時診断金（上皮内がん）	(がん診断共済金支払特約)	がん診断共済金	5年定期
	一時診断金（悪性新生物）			
	入院・通院費用			
	手術費用			
	放射線治療費用			
	抗がん剤治療費用			
	ホルモン治療費用			
	緩和療養費用			
	がんゲノム検査費用			
	先進医療費用			
追加特約	先制医療費用	(がん予防費用保障特約)	がん予防費用共済金	5年定期
	がん予防費用			

- 初年度契約の共済期間の初日は、第1回共済掛金を領収した日の属する月の翌月1日とします。
- 保障期間は5年定期となり、自動更新となります。
- 初年度契約の共済期間の初日は組合が共済契約の申込みを承諾した日、もしくは第1回共済掛金を領収した日のいずれか最後に完了した日の属する月の翌月1日とします。
- 本共済契約における待機期間は、初年度契約の共済期間の始期日から一定期間中の共済金のお支払い対象としない期間をいい、この共済契約における待機期間は90日間とします。
- ※待機期間の翌日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）を責任開始日とします。
- 被共済者に、責任開始日後に約款・特約に定める共済事故が発生したときに、当組合は共済金を支払います。

## 【がん診断給付金】

被共済者が日本国内において「がん」と医師に診断確定された場合にお受け取りいただけます。

支払事由該当日から3年以上経過していれば、新たなるがん、また再発や転移が認められた時は回数無制限で対応。

## 【がん治療・通院保障】

被共済者が日本国内においてがんと診断され、そのがん治療のために入院、通院、手術、そして抗がん剤や放射線治療費等までを実損填補でカバーします。各項目ごとに上限がないので自由な選択が可能です。なお、医学的に有効と認められる治療であることが原則となります。詳細は約款にてご確認ください。

## 【がん予防費用保障】

被共済者は年に一度のがんのリスク検査を受検し、その検査結果により予防費用を保障します。検査、リスク状態を確認することで、早期発見、早期治療に役立てられる可能性を上げることが期待されます。

## 【無条件自由診療】

標準治療が終わった後もさまざまな医療の可能性を選択できます。海外承認で国内未承認薬、また他がん種承認薬の適用外使用等、実損填補にてカバーします。

※詳しい条件等は約款の各項目をご確認ください。

- 共済掛金は、原則クレジットカードにてお支払いただけます。

- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。

## 商品のしくみ 共済掛金のお支払い方法

# よくあるご質問

Q.1

## すべてのがんが「がん診断給付金」、「がん治療・通院保障」の対象になりますか？

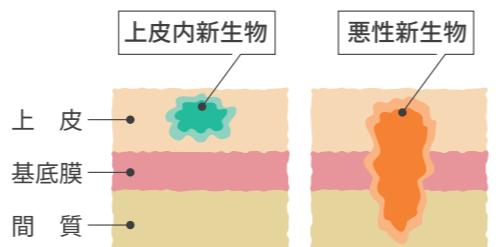
A.1

すべてのがんにおいて「がん診断給付金」、ならびに「がん治療・入院保障」の対象となります。詳細は約款の「対象となる悪性新生物」をご確認ください。

### 参考

#### 上皮内新生物

がん細胞が粘膜表面上（上皮細胞）にできた状態のこと。基底膜という細胞を支える薄い膜まで到達せず、その表面である上皮内があるので、早期発見できれば早期治療が可能。



#### 悪性新生物

がん細胞が基底膜を越え、さらに深部へ浸潤していく状態のこと。周囲の組織へ浸潤、転移する可能性があることが特徴。

Q.2

## 無条件自由診療保障に関して、支払対象となる海外で承認された薬剤に条件はありますか？

A.2

薬剤の種類、また治療内容に原則条件はありません。適応外薬または未承認薬であっても、医師が必要と認め、また組合にて妥当と認めた場合は支払対象となります。ただし、次のいずれの条件にも該当する場合に限ります。詳細は約款の「無条件自由診療保障」をご確認ください。

- ア. 被共済者が悪性新生物（主契約の別表）に罹患していると医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていること
- イ. 前アの悪性新生物に対する治癒または病状の好転を目的とした治療に関し、次のいずれかに該当すると医師によって診断されていること
  - (ア) 一連の治療を受けたが、効果がなかった
  - (イ) 治療に伴う身体的負担に被共済者が耐えられないために、一連の治療を受けられず、かつ、以後受けられるようになる見込みもない
  - (ウ) 医学的に有効と認められる治療がない
- ウ. 無条件がん医療費共済金の請求に必要な書類（必要事項が完備されていることを要します。）が組合に着いていること

※最新の約款はサイトをご確認ください

Q.3

## 実損填補型とありますが、どういう意味でしょうか？

A.3

実損填補（じっそんてんぽ）とは、損害を被った際に、その損害額を実際に発生した損失の範囲内で保障する考え方です。

生じた損害に対して、被った損失に見合う金額が支払われます。例えば、手術費用の場合、実際の手術にかかる費用が支払われ、損害を超える過剰な保障は行われません。実損填補の目的は、元の経済状態に戻すことであり、利益を得ることではありません。保障範囲や上限が設定されており、これにより、公平な保障が実現されることが期待されます。

Q.4

## 予防費用保障の検査セットで、がんが見つかった場合、その後どうすればいいのでしょうか。

A.4

当共済にて提供している検査セットはあくまでも「がんのリスク検査」です。「がんが見つかる検査」ではなく「がんのリスクを測る検査」となっております。リスクが高い場合には、病院に行ってがん検診を受けるというイメージをお持ちいただければと思います。当共済の「がん予防費用保障」では、検査結果の数値に応じて「予防費用」を実損填補にて補償させていただくので、病院での検診やウィルス感染ががん種に対応したワクチン接種等へ役立てていただき、がんの予防の一助にご利用ください。

Q.5

## 入院費用に差額ベッド代（個室代等）はありますか？また、通院費用に交通費（運賃、ガソリン代）はありますか？

A.5

がん共済のうち、基本保障の「がん治療・通院保障」には含まれません。差額ベッド代、交通費、ともに同じ解釈になります。あくまでも医師が医学的に有効であると認めた、がんの診療の費用に限ります。ただし、「がん治療・通院保障」には含まれませんが、特約の「無条件自由診療」に関しましては、支払条件を満たすことが前提となります。実損填補の補償内容として含まれております。

共済加入者特典

## PMPO ポイント

生命共済クローバーのご加入で、**共済掛金の100%のPMPO ポイント**がたまります!

掛金に対してポイントを付与

10,000円



共済金 8,800円／月の場合  
▶ 8,800 ポイント

毎月の掛金のお支払いに対してポイントが付与されます。



たまつたポイントは  
オンラインショップで  
使えます!

オンラインショップでは、ここでしか買えない組合員様限定の商品やサービスがご購入できます。たまつたポイントは、1ポイント=1円としてご利用いただけます。  
※ご利用できるポイント数は商品によって異なります。

ご利用方法

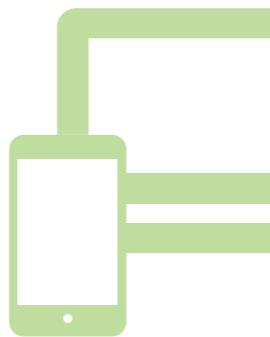
オンラインでご利用いただけます (PC、スマートフォン等)

①組合員専用マイページからオンラインショップへアクセスしてください

②利用できるポイントを確認して、お好きな商品・サービスをご購入ください

例1 10,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大40%**の場合  
▶ **4,000 ポイント**までご利用いただけます

例2 4,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大70%**の場合  
▶ **2,800 ポイント**までご利用いただけます



【担当代理店】

※このパンフレットは当共済商品の概要やお申込手続き他を説明した資料となります。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
お申込みに際しては、必ず重要事項説明書・約款をご確認いただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申込みください。

【お問い合わせ】さくら労働組合 共済カスタマーセンター  
**0120-813-800**

受付時間／平日 9:00-17:00 土日祝日、年末年始を除く



【運営団体】  
さくら労働組合  
東京都中央区日本橋小舟町 9-18

ご負担は純共済掛金のみ どこよりもコストカットを実現

## 原価共済

# 生命共済クローバー

必ず訪れる  
そのときに  
備える

がん共済  
アイリスと  
共に

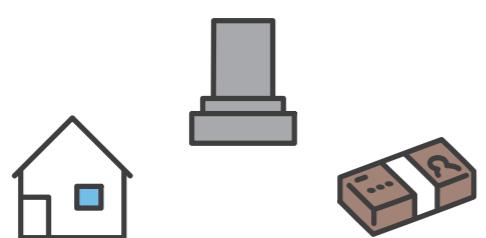


# 「そのとき」は必ずあなたにも訪れます

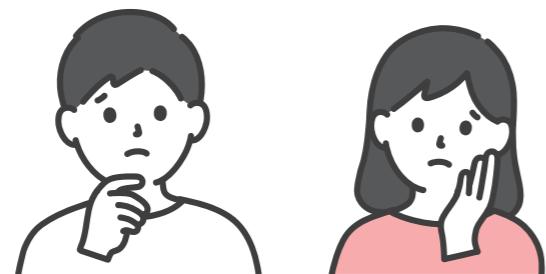
死亡時にはこんなに費用がかかるって、ご存じでしたか？

## 住居関連

- 賃貸契約の解約費用
- 引越し費用
- 住宅ローンの処理



もしものときに、  
いったいいくら用意すればいいの？



## 生活費

- マイカーローン、教育ローン等
- 毎月の支払いの変更手続き  
(水道光熱費、クレジットカード等)



他にも  
相続税の手続き  
病院への支払い  
遺品整理費用  
……など



「そのとき」の備えのための  
**生命共済クローバー**です

# もしもの備えに**生命共済クローバー**

## がん共済アイリスに加入した方だけが入る、 特別プランの生命共済

がんで亡くなる方や苦しむ方を1人でも少なくしたい。

2人に1人が罹患し、悩み、苦しんでいる病気、それが「がん」です。

「この病気のことをもっと知ってほしい、そしてしっかり対策をしてほしい」

そんな想いをもった私たちだから提供できる、安心の生命共済ができました。

加入条件：がん共済アイリスに加入していること

詳しくは P.4へ



## 病気、事故でも同額保障 **死亡・高度障害保障**

### 死亡保障

病気でも事故でも災害でも、同額の死亡共済金をお支払いします

### 高度障害保障

所定の高度障害状態に該当したときは、生存中に死亡共済金と同額の高度障害共済金をお支払いします

死亡時だけでなく、突然の不慮の事故や病気で働けなくなった時にもあなたや家族の生活を守る大切な備えです。万一の事態が起きた場合、残された家族の生活費やお子様の教育費を支えるだけでなく、あなたが高度な障害を負った場合にも、治療や生活の支援が受けられます。

詳しくは P.5へ

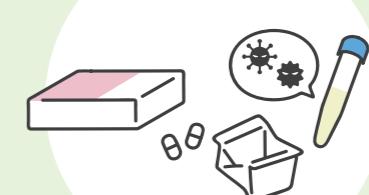


## 国内初！ **検査結果割引サービス**

がんの中には、ウイルス感染が要因のがんも数多く存在します。

生命共済クローバーでは、がんの要因と言われるウイルスを調べるリスク検査サービスを提供。そのリスクの値が低い場合に、共済掛金が割引となる国内初の「検査結果割引サービス」を開始します。

詳しくは P.5へ



### 今後のリリース予定

- ピロリ菌検査
- 肝炎ウイルス検査
- HPV ウィルス検査 等

# 生命共済クローバー 3つの特長

特長  
1

## がん共済アイリスに加入した方だけが入る、特別プランの生命共済

### がん保険に入る人は多いけれど、がんで亡くなる人が減らない理由

がん保険の加入者は国民のおよそ4割、これだけ多くの方々が民間の医療保険や共済などに加入しています。

しかし、がんによる死亡率は右肩上がりで増加しています。

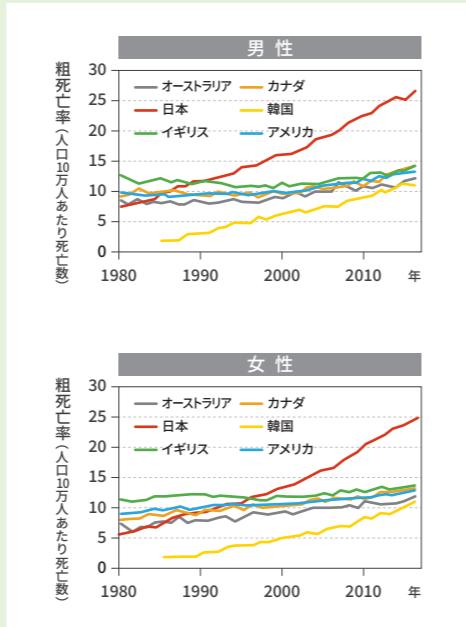
なぜでしょうか。

がん保険の多くは、一時金や入院保障など「がんになった後」のために存在します。これではがんで亡くなる人は減少しません。

がん保険は当然のことながら、「入っていればがんにかかるない」ということではなく、がんの予防を保障するものではありません。

そこでわたしたちは、がんになってからではなく、がんになる前から、つまり「がんの予防」に注目しました。

健康維持や生活習慣の改善はもちろん、定期的ながん検診を受診するなど、まずは予防への意識を持つことが、予防への第一歩と考えています。



出典：Jpn J Clin Oncol. 2021;51:1680-1686



### リスク検査キットの普及

昨今、民間のリスク検査キットの普及が進んでいます。

自宅で尿や唾液などの検体を採取し、送るだけの手軽さが特徴です。年に一度など定期的に活用すれば、ご自身のからだがどんな傾向にあるのか、現状を知ることができます。

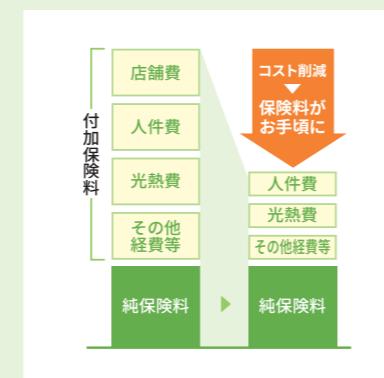
こうしたサービスの利用を機に、がんの早期発見や早期治療につながることが考えられます。リスク検査を発端に、将来的にがんで亡くなる人が減らせるとわたしたちは本気で考えています。

### 販売コストをカットして実現したお手頃な掛金

がんで亡くなる人を少しでも減らしたい。

そんな思いで設計されたがん共済「がん共済アイリス」。

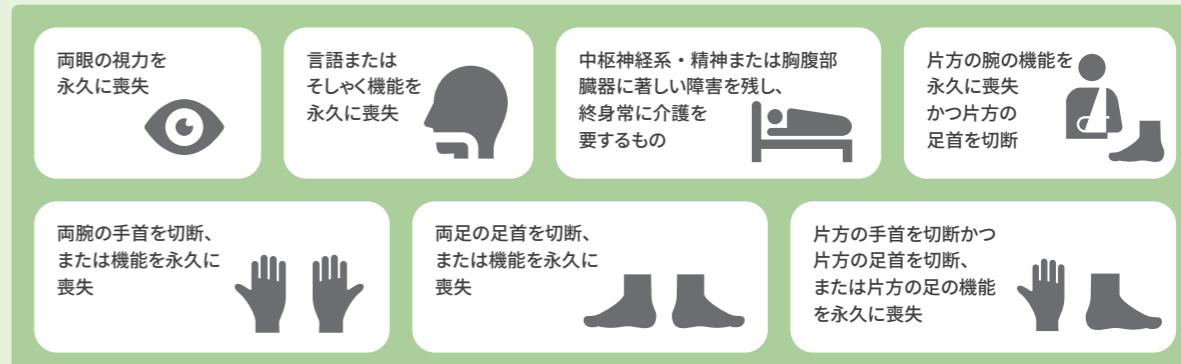
この共済に加入した方が入れる生命共済、それが「生命共済クローバー」です。販売に関するコストを大幅にカットしたことでの価格帯が実現しました。がん共済とセットで加入しても、安心して継続いただけます。



特長  
2

## 病気、事故でも同額保障 死亡・高度障害保障

**死亡保障だけではなく、高度障害※も同額保障！**※所定の高度障害状態に該当したとき所定の高度障害状態に該当したときは、生存中に死亡共済金と同額の高度障害共済金をお支払いします。※死亡保障と高度障害保障はいずれかのお支払いとなります。



特長  
3

## 国内初！ 検査結果割引サービス

### がんの要因といわれるウイルスをチェック

ウイルスが要因といわれている胃がんや肝臓がん、子宮頸がんなどのリスク検査を提供。その結果により、共済掛金の割引が受けられます。（国内初）



### ウイルスが要因のがんの例

原因となるウイルス・細菌	がんの種類
ヘルコバクター・ピロリ (H.pylori)	胃がん
B型・C型肝炎ウイルス (HBV, HCV)	肝臓がん
ヒトパピローマウイルス (HPV)	子宮頸がん、陰茎がん、外陰部がん、膣がん、肛門がん、口腔がん、中咽頭がん

順次サービスの開始を予定しています



# 保障プランと共済掛金表

## ■ 死亡共済金

保障プラン	死亡共済金
0～39歳	1,000万円
40～59歳	1,000万円
	500万円
60～69歳	200万円
	100万円

保障プラン	死亡共済金
70～79歳	200万円
	100万円
80～84歳	200万円
	100万円

## ■ 共済掛金表

生命共済（10年定期）男性							
年齢	500万円	1,000万円	年齢	100万円	200万円	500万円	1,000万円
0-19		450	52		2,150	4,300	
20		500	53		2,350	4,700	
21		500	54		2,600	5,200	
22		500	55		2,850	5,700	
23		500	56		3,150	6,250	
24		500	57		3,450	6,900	
25		500	58		3,800	7,600	
26		550	59		4,200	8,350	
27		550	60	950	1,850		
28		600	61	1,050	2,050		
29		600	62	1,150	2,250		
30		650	63	1,250	2,500		
31		700	64	1,400	2,750		
32		700	65	1,500	3,000		
33		750	66	1,650	3,300		
34		800	67	1,800	3,600		
35		900	68	2,000	4,000		
36		950	69	2,200	4,350		
37		1,050	70	2,400	4,800		
38		1,150	71	2,650	5,250		
39		1,250	72	2,900	5,800		
40	700	1,350	73	3,200	6,400		
41	750	1,500	74	3,550	7,100		
42	850	1,650	75	3,950	7,850		
43	950	1,850	76	4,400	8,750		
44	1,000	2,000	77	4,900	9,750		
45	1,100	2,200	78	5,450	10,850		
46	1,250	2,450	79	6,050	12,100		
47	1,350	2,700	80	6,750	13,500		
48	1,500	2,950	81	7,550	15,050		
49	1,650	3,250	82	8,400	16,750		
50	1,800	3,550	83	9,300	18,600		
51	1,950	3,900	84	10,300	20,600		

## お申込スケジュール

共済掛金のお支払い方法は、クレジットカードのみとなります。

お支払い方法、スケジュール例は下記の通りです。

※申込日や提出書類の状況等によっては、下記と異なる場合がございます。あらかじめご了承ください。

- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。
- 初年度契約の共済期間の始期日から90日間は「共済待機期間」となり、この期間中は共済金のお支払い対象となりません。
- お申込み日から91日目にあたる日が、保障の始まる「責任開始日」となります。
- 共済掛金払込予備日までに共済掛金をお支払いいただけなかった場合は、共済契約が解約となります。
- 解約となった場合には、払込期日後に支払事由が発生した場合でも共済金をお支払いいたしません。

### クレジットカード払いのスケジュール例（月払い）



# 共済金 ご請求の流れ

# 重要事項のご説明 (重要事項説明書から抜粋)

共済金の請求事由の発生  
さくら労働組合 共済力スマーセンターまでご連絡ください  
【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、診断内容、診断された日、病院名



## 請求のお手続き・提出

【ご準備ください】組合所定の共済金請求書、共済証書、死亡共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本  
被共済者の住民票、組合所定の様式による医師の死亡証明書 等

※死亡保障、高度障害保障、契約内容により必要な書類は変わります



## 支払い請求の受理・支払い審査

ご提出いただいた書類の受理、不備等がないか確認後お支払いを審査し、後にお支払いとなります。



## 共済金支払内容のご確認・受取

給付金は共済金請求書記載の受取人様ご指定の金融機関口座へお支払いいたします。  
お支払い内容もお送りいたしますので、ご確認ください。



### お支払い条件について（一部抜粋）※詳細は約款にてご確認ください

○共済金をお支払いする場合  
被共済者が日本国内において、傷害死亡に該当する事由（以下「死亡保障支払事由」といいます。）が発生した場合は、共済約款に従い死亡共済金または高度障害共済金を支払います。

※上記にかかわらず、共済期間の開始日前、または責任開始日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）前に前に死亡保障支払事由が発生していたときは、共済金を支払いません。

○共済金の支払

（1）組合は、次表の規定により、この契約の共済金を支払います。

（2）

名称	共済金を支払う場合 (支払事由といふ)	支払額	受取人
死亡共済金	被共済者がこの契約の責任開始日以後に死亡したとき	被共済者がこの契約の責任開始日以後に死亡したとき	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始日以後に死亡・高度障害状態（別表に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき、この場合、責任開始日前に既に生じていた障害状態に、この責任開始日以後に障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡・高度障害共済金 主契約の 共済金 受取人	主契約の 共済金 受取人

（3）高度障害共済金が支払われた場合には、被共済者が高度障害状態に該当した時からこの契約は消滅したものとみなします。

（4）死亡共済金を支払う前に高度障害共済金の請求を受け、高度障害共済金が支払われる場合には、組合は、死亡共済金を支払いません。

また、死亡共済金を支払った場合には、その支払後に高度障害共済金の請求を受けても、組合は、これを支払いません。

（5）死亡共済金受取人は、被共済者の法定相続人とし、以下の法定相続順位によります。

法定相続順位：①配偶者②子③孫④父母⑤祖父母⑥兄弟姉妹

（6）前項に定めた死亡共済金受取人の順位に複数いる場合は、それらの死亡共済金受取人において1名の代表者を選定し、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表するものとします。また、第1項の規定により共済金が支払われた場合には、その支払後に共済金の請求を

## 主な保障内容 と保障期間

	給付金・共済金の呼称	主契約・契約	約款名称	保障期間
生命共済	死亡共済金	がん共済アイリス	生命共済特約	10年定期
	高度障害共済金			

- 初年度契約の共済期間の初日は、第1回共済掛金を領収した日の属する月の翌月1日とします。
- 保障期間は10年定期となり、自動更新となります。
- 初年度契約の共済期間の初日は組合が共済契約の申込みを承諾した日、もしくは第1回共済掛金を領収した日のいずれか最後に完了した日の属する月の翌月1日とします。
- 本共済契約における待機期間は、初年度契約の共済期間の始期日から一定期間中の共済金のお支払い対象としない期間をいい、この共済契約における待機期間は90日間とします。
- 待機期間の翌日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）を責任開始日とします。
- 被共済者に、責任開始日後に約款・契約に定める共済事故が発生したときに、当組合は共済金を支払います。

当生命共済は、主たる契約をがん共済「がん共済アイリス」としており、主たる契約の締結の際に、共済契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

### 【生命共済「生命共済クローバー】

被共済者が日本国内において、障害死亡に該当する事由が発生した場合に約款に従い死亡共済金、または高度障害共済金をお支払いいたします。

○死亡共済金 被共済者が死亡した時

○高度障害共済金 被共済者が高度障害状態に該当した時

※詳しい条件等、約款各項目をご確認ください。

## 商品のしくみ

### 対象となる高度障害

- 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、终身常に介護を要するもの

## 共済掛金の お支払い方法

●共済掛金は、原則クレジットカードでお支払いいただきます。

●クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。

●共済契約者が個人事業主の場合、クレジットカードは共済契約者名義、または共済契約者の代表名義のものに限ります。

「生命共済金支払請求書（死亡共済金）」の添付資料  
①組合所定の共済金請求書  
②共済証券  
③死亡共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本  
④被共済者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）  
⑤組合所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、組合が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書）

「生命共済金支払請求書（高度障害共済金）」の添付資料  
①組合所定の請求書  
②共済証券  
③高度障害共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本  
④被共済者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）  
⑤組合所定の様式による医師の診断書

2024年11月現在

# よくあるご質問

Q.1

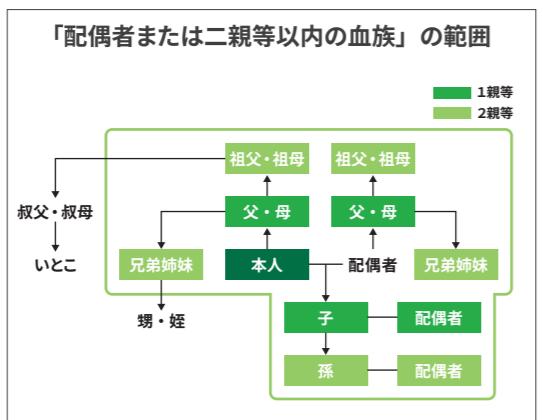
## 共済金受取人は誰でもいいのですか？

A.1

受取人は被共済者の二親等以内の血族が条件となります。

詳細は下記の図をご参照ください。

【注意】受取人によって税金区分が異なりますのでご注意ください。



死亡共済金を受け取る際の課税区分			
	契約者	被共済者	共済金受取人 (税金の種類 (課税区分))
契約者=被共済者 の場合	夫	夫	妻または 子 相続税
契約者=受取人の 場合	夫	妻	夫 所得税
すべて違う場合	夫	妻	子 贈与税

※契約者：共済に掛金を支払う義務がある人 被共済者：共済の対象となる人  
受取人：共済金を受け取る人

Q.2

## 高度障害補償とは どのような状態になることですか？

A.2

- 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか  
またはその用をまったく永久に失ったもの
- 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの



Q.3

## 会社を経営しているのですが、 受取人を法人にできますか？

A.3

当共済は個人向けの共済となっておりますので、  
お受取人は個人の方のみとなります。

被共済者の方の二親等以内の血族の方を受取人にご指定してください。

Q.4

## 共済金が受け取れない場合がありますか？

あります。

詳しくは、がん共済アイリス約款 生命共済特約 第7条をご覧ください。

責任開始日から2年以内の自殺、戦争または戦乱、犯罪行為、運転資格を持たない運転による事故、酒気帯び運転またはこれに相当する運転による事故等の場合が該当しますのであらかじめ確認してください。

Q.5

## 労災認定された場合でも、 死亡・高度障害補償を受けられますか？

労災認定された場合でも、責任開始日後であり、約款所定の共済金支払要綱を満たすときはお支払いいたします。



共済加入者特典

## PMPOポイント

弁護士費用共済ルピナスのご加入で、**共済掛金の100%のPMPOポイント**がたまります!

掛金に対してポイントを付与

10,000円

▶ 10,000 point

共済金 8,800円／月の場合  
▶ 8,800 ポイント

毎月の掛金のお支払いに対してポイントが付与されます。



たまつたポイントは  
オンラインショップで  
使えます!

オンラインショップでは、ここでしか買えない組合員様限定の商品やサービスがご購入できます。たまつたポイントは、1ポイント=1円としてご利用いただけます。

※ご利用できるポイント数は商品によって異なります。

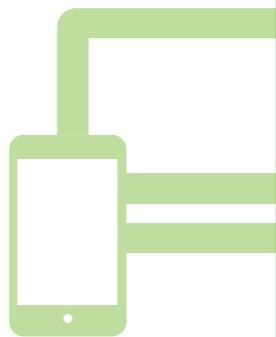
ご利用方法 オンラインでご利用いただけます (PC、スマートフォン等)

①組合員専用マイページからオンラインショップへアクセスしてください

②利用できるポイントを確認して、お好きな商品・サービスをご購入ください

例1 10,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大40%**の場合  
▶ **4,000 ポイント**までご利用いただけます

例2 4,000円（税抜）の商品で、利用できるポイントが**最大70%**の場合  
▶ **2,800 ポイント**までご利用いただけます



【担当代理店】

※このパンフレットは当共済商品の概要やお申込手続きを説明した資料となります。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
お申込みに際しては、必ず重要事項説明書・約款をご確認いただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申込みください。

【お問い合わせ】さくら労働組合 共済カスタマーセンター  
**0120-813-800**

受付時間／平日 9:00-17:00 土日祝日、年末年始を除く



【運営団体】  
さくら労働組合  
東京都中央区日本橋小舟町 9-18

予期せぬトラブルに備える！弁護士依頼時の費用を保障

## 弁護士費用保障型共済

# 弁護士費用共済ルピナス

さまざまな  
トラブルの  
リスクに

もう  
泣き寝入りの  
心配なし！

# 日常生活や事業活動において起こりうる さまざまな**トラブルのリスク**を最小限に



さまざまな法的トラブルや、予期せぬ事故……  
もし遭遇した場合、対応を誤ると社会的信用を失ったり、  
今後の生活に影響が出る可能性があります



そんなリスクに備えるのが  
**弁護士費用共済ルピナス** (弁護士費用保障型共済) です

## もう泣き寝入りする 必要はありません



弁護士費用共済ルピナス (弁護士費用保障型共済) は、  
さまざまな法的トラブルに直面した場合、  
弁護士への依頼の際に発生する費用を保障する共済です



### 弁護士費用共済ルピナス (弁護士費用保障型共済) 3つのポイント

#### point 1

日常生活での  
様々なトラブルに対応  
日常に起こる法的トラブルの  
ほとんどの場合に対応

#### point 2

高額になりがちな  
弁護士費用を保障  
相談料、着手金、報酬金等の  
弁護士費用を保障

#### point 3

お手頃価格で  
弁護士がいる安心を  
弁護士がいる安心を  
お守り代わりに



入っておけば安心の  
弁護士費用共済です!



# 日常生活のさまざまなトラブルに見舞われた場合の

個人・事業主のトラブルに直面したとき、弁護士への依頼の際に発生する費用を保障する共済です

# 弁護士費用を保障します

個人向け  
弁護士費用共済  
プラン

月々の掛け金：1,980円／月



## 保障内容

### 個人トラブル例

特定偶発事故 発生を想定していない状態で偶然起った事故

自動車事故 被害者	自動車事故 加害者
突発的な事故（人身事故）	予想外の火事 爆発事故
自転車事故	接触事故（スポーツ事故）
突発的な事故（物損事故）	上階からの水漏れ
高所作業中の転落事故	

一般事件 偶発事故以外で国や行政を相手としないトラブル

セクハラ・パワハラ	リストラ
未払い賃金の請求	男女トラブル（ストーカーなど）
インターネットトラブル	近隣問題
離婚問題	遺産相続
いじめ	養育費の未払い

### こんなトラブルにお支払いします

#### 【個人トラブル】具体例



事業主向け  
弁護士費用共済  
プラン

月々の掛け金：5,980円／月



## 保障内容

### 事業トラブル例

業務継続において起ったトラブル

商取引や契約に関するトラブル	オフィス賃貸借に関するトラブル
お客様からの苦情	業者間のトラブル
労働トラブル	



### こんなトラブルにお支払いします

#### 【事業主トラブル】共済金お支払い例



	個人のトラブル（特定偶発事故）	個人のトラブル（一般事件）
内容	発生を想定していない状態で偶然起った事故	偶発事故以外で国や行政を相手としないトラブル
通算限度額	5000万円（合算）	5000万円（合算）
1事案限度額	300万円	100万円
年間限度額	500万円	500万円
免責	0円	0円
相談料保険金	なし	なし
着手金	100%	80%
報酬金等	100%	50%

	事業主のトラブル
内容	業務継続において起ったトラブル
通算限度額	5000万円（合算）
1事案限度額	100万円
年間限度額	200万円
免責	0円
相談料保険金	なし
着手金	70%
報酬金等	0%



# ご利用方法・共済金ご請求の流れ



## 共済金の請求事由の発生

※ 責任開始日後、かつ待機期間経過後の発生原因事故  
※ 被共済者本人が直面した原因事故（発生から2年以内）であり、国内で発生したもの

発生事故に対して、弁護士への相談を考えたら

**さくら労働組合 共済力スタマーセンターまでご連絡ください**

【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、原因事故の内容説明ができるもの



★ご利用の際は事前にさくら労働組合の「共済金支払い事前承認」が必要です。

★法律相談⇒弁護士委任契約⇒当該事件終了



共済金のご請求条件が揃ったら

**さくら労働組合 共済力スタマーセンターまでご連絡ください**

【ご準備ください】共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、共済金支払い事前承認書類他



## 請求のお手続き・提出

【ご準備ください】弁護士共済金請求書、弁護士との委任契約書、弁護士への支払明細、  
当組合が求める書類 等

※個人向け（特定偶発事故）、個人向け（一般事故）、事業主向けによって、限度額、内容が変わります。



## 支払い請求の受理・支払い審査

ご提出いただいた書類の受理、不備等がないか確認後にお支払い審査し、後にお支払いとなります。

ご契約者に給付金をお支払いする場合



## 共済金支払内容のご確認・受取

給付金は共済金請求書記載の受取人様ご指定の金融機関口座へお支払いいたします。

お支払い内容もお送りいたしますので、ご確認ください。

# 重要事項のご説明（重要事項説明書から抜粋）

## 主な保障内容と保障期間

	個人向け		事業主向け
	特定偶発事故	一般事故	
通算限度額	5,000万円（合算）	5,000万円（合算）	5,000万円（合算）
1事案限度額	300万円	100万円	100万円
年間限度額	500万円	500万円	200万円
免責	0円	0円	0円
相談料共済金	なし	なし	なし
着手金	100%	80%	70%
報酬金等	100%	50%	0%
保障期間	1年間（自動継続）	1年間（自動継続）	1年間（自動継続）

## 保障の開始時期および待機期間

- 初年度契約の共済期間の初日は、第1回共済掛金を領収した日の属する月の翌月1日とします。
- 保証期間は1年定期となり、自動更新となります。
- 初年度契約の共済期間の初日は組合が共済契約の申込みを承諾した日、もしくは第1回共済掛金を領収した日のいずれか最後に完了した日の属する月の翌月1日とします。
- 本共済契約における待機期間は、初年度契約の共済期間の始期日から一定期間中の共済金のお支払い対象としない期間をいい、この共済契約における待機期間は90日間とします。
- 本共済契約には特定原因不担保期間を設けており、責任開始日後1年間以内に発生した原因事故で、右記に該当する事案については共済金のお支払い対象となりません。なお、特定偶発事故については待機期間はありません。
- 被共済者に、責任開始日後に約款・特約に定める共済事故が発生したときに、当組合は共済金を支払います。

(1) 労働・勤務条件に関する事件
(2) 相続に関する事件
(3) 離婚に関する事件
(4) 親族関係に関する事件
(5) 責任開始日前に締結した契約に関する事件

## 商品のしくみ

### 【弁護士費用共済】

- 被共済者が、責任開始日以降に発生した原因事故に直面し、着手金等の弁護士報酬の費用を負担したときに、共済金を支払います。ただし日本国内における弁護士の活動に伴い、日本国内で発生したものであることを要します。

- 委任契約を締結した弁護士に支払う着手金、手数料
- 委任契約を締結した弁護士に支払う報酬金、及び日当、実費

いずれも被共済者が弁護士に支払う金額、もしくは委任契約締結時における基準紛争利益に基づき算出した基準弁護士費用（注1）（注2）×縮小てん補割合（注3）のいずれか少ない金額をお支払いいたします。

（注1）約款内記載、第11条（基準弁護士費用）の規定に基づき算出した金額とします。

（注2）消費税を含めた額とします。

（注3）縮小てん補割合は、共済証書に記載された割合とします。

## 共済掛金のお支払い方法

- 共済掛金は、原則クレジットカードにてお支払いいただきます。

- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。

- 共済契約者が個人事業主の場合、クレジットカードは共済契約者名義、または共済契約者の代表名義のものに限ります。

# 実際の事例

**離婚問題**

**個人**

Aさんは、自身の不倫が原因で奥様より離婚を突き付けられました。また、奥様は精神的ダメージによる慰謝料の請求もおこなってきました。弁護士に相談し、慰謝料減額の示談交渉の代理人として依頼したところ、示談が成立。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	22,000円	0円	22,000円
着手金	247,500円	198,000円	49,500円
報酬金・日当・実費	247,500円	123,750円	123,750円
総額	517,000円	321,750円	195,250円



**321,750円  
補償!!**

**子どものいじめ問題**

**個人**

Bさんは、子どもがある日から突然クラスメイトから無視、仲間外れ、暴行等のいじめを受けてしまい、その結果、大けがを負ってしまいました。学校に対して対応を求めましたが、取り合ってもらえませんでした。弁護士に相談し解決を委任したところ、加害者の親へ治療費、慰謝料を請求したこともあり、示談が成立。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	11,000円	0円	11,000円
着手金	110,000円	88,000円	22,000円
報酬金・日当・実費	220,000円	110,000円	110,000円
総額	341,000円	198,000円	143,000円



**198,000円  
補償!!**

**債権回収問題**

**事業主**

個人事業主のCさんは、取引先であるD社より依頼を受け、何回もの打ち合わせを重ねたうえで商品を製作、納品しましたが、イメージが違うとクレームをつけられ代金500万円を支払ってくれませんでした。弁護士に相談のうえ事件の解決を委任し、裁判の結果、全面的にCさんの主張が認められ500万円が支払われ完了。

費用	弁護士費用（実費）	共済金支払額	実質負担額
法律相談料	11,000円	0円	11,000円
着手金	374,000円	261,800円	112,200円
報酬金・日当・実費	748,000円	0円	748,000円
総額	1,133,000円	261,800円	871,200円



**261,800円  
補償!!**

※法律相談料は支払対象外です。

# 共済金をお支払いできない場合

**共済金をお支払いできない場合の内容**

共済金をお支払いできない場合の内容		弁護士費用共済金		
個人型	事業型			
		被共済者が相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円相当未満のもの	×	×
		社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であって、次のいずれかに該当するもの		
		a. 社会生活上の受容限度を超えるとはいえない問題	×	×
		b. 一般に道徳・道義・倫理、その他の社会規範に基づく解決が妥当であると考えられる問題		
		c. 自律的な法規範を有する社会または団体の裁量の範囲に属する事項に関するもの		
		d. 宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの		
		憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの	×	×
		自動車交通事故に関する事件（＊）	×	（＊）
		国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする法律事件	×	×
		破産、民事再生、特定調停、任意整理に関する法律事件	×	×
		利息制限法で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関する法律事件	×	×
		投機的取引に関する法律事件	×	×
		連鎖販売取引または無限連鎖講に関する取引に関する法律事件	×	×
		民事非訟事件	×	×
		公示催告事件	×	×
		家事事件手続法別表第一事件	×	×
		刑事事件、少年事件または医療観察事件	×	×
		次に掲げる法律事件		
		①被共済者が個人事業主もしくはその従業員として従事する業務上の用途に供すること目的として、現在または過去において所有・使用・管理する財産・権利・施設等に関して直面した法律事件	×	○
		②被共済者が個人事業主もしくはその従業員として従事する業務の遂行に起因もしくは付随して発生した法律事件		
		③反復もしくは継続して行われる有償の資産の譲渡、貸付または役務の提供に関して直面した法律事件		
		④被共済者の事業の用に供する目的で行われた借入または担保に関する法律事件		
		⑤事業上の所得に対する税金に関する法律事件		
		次に掲げる会社訴訟等の法律事件		
		①会社訴訟・会社非訟およびこれらに関連・付隨する交渉・調停・仲裁・保全・執行事件	×	×
		②①に類する会社法以外の法令に基づく事件		
		③会社以外の法人またはその代表者等に対して請求する①に類する法律事件		
		手形小切手事件	×	○
		知的財産権に関する事件	×	○
		次の事由に起因・付隨・随伴して生じた原因事故		
		戦争その他の変乱、暴風雨・豪雪・地震・津波、その他の異常な自然現象、核物質の作用、大気汚染・地盤沈下・液状化など、発がん性物質の作用	×	×
		共済契約者または被共済者の故意または重大な過失による次の加害行為		
		殺人・暴行、その他の他人の生命を害する行為、住居侵入・脅迫・強制わいせつ・強要、その他の他人の自由を害する行為、窃盗・詐欺・器物損壊・その他の他人の財産を害する行為、秘密漏洩・名誉棄損・業務妨害等の行為	×	×
		刑事事件として起訴された行為または少年事件において検察官送致決定もしくは審判開始決定を受けた行為	×	×
		麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を摂取した状態で行った行為	×	×
		アルコール等の影響により正常な判断または行動ができないおそれがある状態で行った行為	×	×
		自殺行為、自傷行為または自ら所有する財物を損壊する行為	×	×
		公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為	×	×
		共済契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当組合が判断する行為	×	×
		次の者を事件の相手方として法律相談や弁護士委任契約の締結を行う場合		
		共済契約者	×	×
		共済証書に記載する他の被共済者	×	×
		当組合、法律相談料または弁護士費用の負担によって被った損害を請求する他の共済者（共済会社等）	×	×
		被共済者が共済契約者との間で法律相談または弁護士委任契約の締結を行う場合	×	×
		弁護士に法律相談または事務処理を委任した原因事故の処理方法または弁護士費用について、当該弁護士と紛争になった場合	×	×
		勝訴の見込みまたは委任の目的を達成する見込みのないことが明らかな場合	×	×

（＊）自動車交通事故特約を付保している場合は自動車交通事故弁護士費用共済金をお支払いします。

# よくあるご質問

Q.1

## どんなトラブルでも共済金が支払われるのですか？

A.1

時期や内容により支払われるトラブル、支払われないトラブルがあります。

- 共済金の支払い対象となる原因事故は、以下のすべての条件を満たす必要があります。
- ・被共済者本人が直面した原因事故であること
  - ・責任開始日以降に発生した原因事故であること
  - ・責任開始日から待機期間（不担保期間の適用がある事案はその期間）経過後に、原因事故が発生していること
  - ・共済契約が有効に継続しているときに、原因事故が発生したものであること
  - ・原因事故の発生から2年以内に、共済事故が発生していること
  - ・その他、共済金をお支払いできない場合に該当しないこと

Q.2

## 弁護士の先生にお願いする場合、自己負担は発生しますか？

A.2

はい。原則自己負担は発生いたします。

個人向け、事業主向けという共済のコース、また発生した事案により支払われる共済金の割合が変わってきますので、利用時に「共済証書」を確認してください。  
また、個人向けコースでも偶発事故（交通事故等）の場合、着手金・報酬金 100%の割合で保障対象となっておりますが、一旦はご自身で弁護士費用をお支払いいただき、のちに当組合への支払い請求、ならびに支払い可否の判断をしたうえで共済金をお支払いいたします。

Q.3

## 現在、裁判中なのですが、この状態で弁護士費用共済ルピナスへの加入はできますか？

A.3

はい。加入はできます。  
ただし、現在係争中のトラブルや、ご加入前に起きているトラブルについては、保障の対象外となります。

共済金のお支払い対象となるのは、共済加入後に原因事実（法的トラブルの原因となる事実）が発生した法的トラブルになります。  
加入時にも、待機期間（加入後、始期日より 90 日間）、そして特定原因不担保期間（特定の原因事故に関しては、不担保期間として責任開始日後 1 年間）が定められていますので、詳しくは約款をご確認ください。

# よくあるご質問

Q.4

## 特定原因不担保期間とはなんですか？

A.4

特定の原因事故について責任開始日から一定期間中、共済金をお支払いしない取扱いをいいます。

この共済契約の特定原因に係る不担保期間は 1 年間とします。

労働トラブル、責任開始日前に締結した事業上の契約に関するトラブルについては、責任開始日後一定期間内に発生した原因事故については、共済金を支払いません。

詳細に関しましては、当パンフレット 7P【重要事項のご説明】⇒「保障の開始時期、および待機期間」、約款にて確認お願いたします。

Q.5

## 共済掛金が決済できなかった場合、支払いができなかった場合はどうなりますか？

A.5

共済金の決済（前月末のクレジットカード決済）、払込みがなんらかの理由でできなかった場合には払込猶予期間が発生し、その期間内に払込みいただければ契約継続になります。

当共済では、払込猶予期間を払込期日の属する翌月末（10 月末が払込期日の場合、11 月末日）まで払込みの猶予期間として設けます。その期間内にお支払いいただけますようお願いいたします。

また、払込み猶予期間内に共済掛金が払い込まれない時は、この共済契約は払込みの猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

Q.6

## 共済金の支払対象となりうる費用はどういうものですか？

A.6

当共済の支払対象となる費用は、弁護士委任契約を締結した弁護士へお支払いする着手金、報酬金等を基本とした「弁護士費用共済金」となっております。

まずは委任契約を取り交わしている弁護士ということが第一条件になりますので、ご注意ください。また、原因事故に関して、その解決を目的としていること、それに伴う着手金、報酬金、手数料、日当などの費用が対象となります。裁判所へ支払う訴訟費用、証人・鑑定人等への支払金、旅費その他の経費、および顧問弁護士契約に基づく顧問料は含まれません。ただし、実際に支払われる弁護士費用と、当組合の定める基準紛争利益に基づき算出した費用のどちらか少ない金額となりますので、詳しくは約款をご確認いただけますよう、お願いいたします。また、お支払いの割合に関しましては、ご契約の共済プランにより異なりますので、共済証書をご確認ください。